

第5章

重点施策



環境ポスターコンクール入賞作品
「地球温暖化を身近なことから防止しよう」
荒木 瑚偉^{こい}さん（中郷小5年）

1 重点施策の位置付け

本計画の推進においては、市民・事業者・市の各主体が互いに連携・協働していくことが不可欠です。そのため、連携・協働の面から有効性が高い取組を実施することで、本計画の実効性を高められると考えられます。

そこで、そのような取組を重点施策として位置付け、優先的に事業化を図ります。

2 重点施策

重点施策1 地球温暖化対策の推進

1-1 考え方

地球温暖化の最大の要因は、私たちの社会が日々必要としているエネルギーを得るために、石油や石炭、天然ガスを大量に燃やしていることです。そのため、地球温暖化の防止に向けて、身近なところでまず行うべきことは、日常生活や事業活動の中での省エネルギーといえます。

市は、地域の一事業者であるため、率先的に市内の省エネ行動の実践に取り組んできましたが、さらなる効果を積み上げるために、施設や設備の根本的な対策を進めることとします。

市民、事業者においては、国の啓発活動に沿って、その内容を地域に合った形で推進することで、最新の知見や方法に基づいた行動改善を効果的に促すこととします。

1-2 関連する個別目標

- 2-1-2 里山環境が保全され、多様な生態系とともにあるまち
- 5-1-1 気候変動対策を推進し快適に暮らせるまち
- 5-1-2 気候変動に適応した安全に暮らせるまち
- 5-1-3 地球温暖化対策を進める市役所
- 5-2-2 自然エネルギーを利用するクリーンなまち

1-3 取組内容

(1) 国民運動「クールチョイス (COOL CHOICE)」の推進

省エネ家電・エコカーへの買い換え・宅配便の再配達をなるべく減らすなど地球温暖化対策に資する取組を多くの市民が実行できるような環境整備を検討します。

(2) クールシェアの推進

気候変動によって夏の暑さがますます厳しくなると予想されることから、熱中症対策として、涼しい場所で皆で過ごすクールシェアを推進し、クールシェアスポットとして市有施設の活用を図ります。

(3) 森林環境の保全

森林は温室効果ガスの大きな吸収源であるとともに、気候変動による災害の防止など多面的な機能を有することから、林業の振興や担い手対策、森林の整備・管理、企業と連携した保全活動などにより、森林の保全を推進します。

(4) 市有施設のエネルギー対策の推進

市有施設の多くは建設から相当の年数を経過しており、老朽化への対応とともに、温室効果ガス排出量削減のための省エネルギー化や次世代エネルギーへの対応が必要な状況にあります。そのため、市有施設の計画的な改修と併せて、高効率型の設備機器の導入、建物全体のエネルギー性能の向上等を検討します。

(5) 住宅のスマートエネルギー化の推進

住宅用太陽光発電システムで発電したクリーンなエネルギーを住宅用リチウムイオン蓄電池や電気自動車等のバッテリーに蓄え自家消費を行うシステムや、住宅全体のエネルギー利用を管理し効率化するHEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）の普及を図ります。

重点施策2 家庭系ごみの減量化

2-1 考え方

ごみの量は、処理費用、最終処分場の確保、温室効果ガス排出量などに影響するため、できる限り減らしていく必要があります。本市の家庭系ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ）は減ってきていますが、さらなる減量化のために3Rを軸とした取組が重要であり、その中で優先すべき排出削減をはじめとして、資源回収、再生利用を強化することとします。

また、世界レベルでも大きなテーマとなっているプラスチックごみや食品ロスへの対策について、重点的に取り組むこととします。

2-2 関連する個別目標

4-1-1 3Rが進み、ごみが少ないまち

4-1-2 ごみが適正に処理される爽やかなまち

2-3 取組内容

（1）ごみ出し方法の周知強化

ごみの捨て方や収集日を気軽に調べることができるよう、ごみカレンダーやごみチェックを市のホームページに掲載するとともに、SNSの活用によるごみ情報の発信を検討します。

（2）家庭などにおける食品ロス^{*1}の削減

家庭で食材を上手に使い切ることや外食の食べきりの啓発活動、宴会時の食べ残しを減らす「3010運動^{*2}」を展開し、家庭などで食べられるのに捨てられてしまう食品ロスの削減を図ります。

（3）プラスチックごみ対策の推進

家庭から排出されるプラスチック製の容器・包装など（プラマークのあるもの）について、市が行うごみ収集で分別収集し、リサイクルを行うことを検討します。

（4）資源ごみの回収品目の細分化

地域協働で実施している回収団体による資源ごみの回収において、より多くの資源をリサイクルするため、品目の細分化を検討します。

（5）紙のリサイクルの強化

紙のリサイクルを強化するため、家庭から排出される包装紙など資源となりにくい雑紙について、市による拠点回収を検討します。

^{*1} 食品ロス 本来食べられにもかかわらず、食べ残し、売れ残り、期限切れなどで捨てられてしまう食べ物のこと。

^{*2} 「3010運動」 （さんまるいちまる運動）宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しみましょう、お開き10分前になったら自分の席に戻って再度料理を楽しみましょう、と呼びかけて、食品ロスを削減するもの。

重点施策3 環境市民^{*1}や環境企業^{*2}の育成

3-1 考え方

環境についての自主的な行動と、市民・事業者・市の連携・協働を支えていくために、環境についての知識を広げ、理解を共有し、交流を進める、環境学習が必要です。

市民団体などが行ってきた環境活動においては、人口減少と高齢化が進む状況への対応が課題となっています。事業者においては、観光地であることもあって、それぞれの立場での環境対策と、地域の環境保全への参加が広がっていますが、事業を取り巻く情勢は年々変わっていくため、情報と交流が重要となっています。

環境学習の推進のために本市では、「市民環境大学」「エコ・リーダーズセミナー」などの環境学習事業や、「環境まつり」などの交流事業に取り組んできましたが、今後の継続と発展に向けては参加意識を高めていくことが重要となっています。

このような状況を踏まえ、環境について学ぶこと、環境をテーマに交流を広げる・深めることを特に重要な取組と捉えて、市民環境大学とエコ・リーダーの活動を軸に環境学習の発展を図ります。

3-2 関連する個別目標

6-1-1 環境学習が進み、環境についての理解と実践が広がるまち

3-3 取組内容

(1) 市民環境大学の継続

これまで市が継続して開講している「市民環境大学」を、より意義のあるものに充実します。社会情勢や環境問題の変化に合わせ講座を展開させ、多世代が興味を持てる講座内容とします。

また、次の世代を担う子ども達も受講できるよう学校を通じ周知するよう検討します。

(2) エコ・リーダーの育成と活動の場

エコ・リーダーが自ら積極的に、環境保全活動の先導役として取り組める支援を引き続き行います。

また、多世代のエコ・リーダーが交流することができる環境学習の場を提供するとともに、市民の要請に基づいて環境学習会などで講師役として活躍できる仕組みを検討します。

(3) 様々な環境保全活動のPR

環境保全の重要性や成果を広く伝え、意識の高揚を図るため、事業者やNPO、地域団体などが市内で行っている環境保全活動についてPRを行います。

^{*1} 環境市民 環境に対する意識が高く、環境の保全向上の取組を実践する市民のこと。

^{*2} 環境企業 環境に対する意識が高く、環境の保全向上の取組を実践する企業のこと。

第6章

計画の推進



環境ポスターコンクール入賞作品

「捨てずに生かそう大事な資源」

三原 昌樹^{まさき}さん（渋川北小5年）

1 市民・事業者・市の行動

現在の環境問題の多くは、日常生活や事業活動から生じています。将来の世代に良好な環境を引き継ぐためには、市民・事業者・市それぞれが自主的に行動することが重要です。

環境像の実現に向け、市民・事業者・市の環境に配慮した行動の例を以下に示します。これらの行動が普及、定着するよう、市民・事業者・市が協力、連携して取り組むこととします。

基本方針 1 【生活環境】

安全で安心して生活し続けられるまち

大気や水質、音などの生活環境を良好に保つことで、安全で安心して生活し続けられるまちにしていきます。

市民の行動

- ◆近距離の外出は徒歩か自転車を使用するなど、自動車の使用をできるだけ減らすように努めましょう。
- ◆焼却の煙による汚染や悪臭を防ぐため、家庭でごみなどを燃やすことは止めましょう。
- ◆下水道や合併処理浄化槽を使い生活排水を適正に処理しましょう。
- ◆油やごみを流さない、汚れを拭き取るなど、排水を汚さないようにしましょう。
- ◆騒音や振動などで近隣に迷惑を掛けないようにしましょう。
- ◆家や敷地をきれいにし、悪臭や害虫を防止しましょう。

事業者の行動

- ◆公害防止の対策を正しく行いましょう。
- ◆徒歩や自転車の使用を推奨し、自動車の使用をできるだけ減らすように努めましょう。
- ◆排水は適正に処理し、水質汚濁の防止に努めましょう。
- ◆敷地から油や化学物質が流れ出ることを防ぎましょう。
- ◆騒音や振動などの防止に努めましょう。
- ◆建物や敷地をきれいにし、悪臭や害虫を防止しましょう。

市の行動

- ◆公害対策を推進します。
- ◆生活排水対策を推進します。
- ◆水道水源の保全を推進します。
- ◆一事業者として公害や汚染を出さない行動に努めます。
- ◆大気汚染や悪臭を防ぐため、ごみの焼却処理を適正に行います。
- ◆市有施設をきれいに保ちます。

基本方針2【自然環境】

緑と水がおりなす多様な自然・生物と共生するまち

自然環境や生物多様性の保全、人と野生動物との共存、自然との共生に努めます。

市民の行動

- ◆森林や水辺など自然環境の保全に関心を持ち、協力しましょう。
- ◆農地や山林の保全に関心を持ち、協力しましょう。
- ◆自然とのふれあいを楽しみましょう。
- ◆地元の農産物を積極的に使うよう心掛けましょう。
- ◆農薬や肥料は定められた方法で正しく使い、減農薬や減化学肥料などに努めましょう。
- ◆ペットや園芸植物を野に捨てる、放つことは止めましょう。
- ◆鳥獣害に関心を持ち、被害防止に協力しましょう。

事業者の行動

- ◆森林や水辺など自然環境の保全に関心を持ち、協力しましょう。
- ◆農地や山林の保全に関心を持ち、協力しましょう。
- ◆地元の農産物の使用や販売に取り組みましょう。
- ◆農薬や肥料は定められた方法で正しく使い、減農薬や減化学肥料などに努めましょう。
- ◆土地の開発では、周囲の環境に配慮しましょう。
- ◆生物多様性に関する取組に関心を持ち、協力しましょう。
- ◆鳥獣害に関心を持ち、被害防止に協力しましょう。

市の行動

- ◆森林や水辺など自然環境の保全を推進します。
- ◆農地や山林の保全と、農林業や地産地消の振興を推進します。
- ◆土地の開発に対して、法令遵守、環境への配慮を求めます。
- ◆生物多様性の保全を推進します。
- ◆鳥獣害対策を推進します。

基本方針3【快適環境】

**地域の歴史や文化を再発見し、身近な自然環境を
生かした景観をつくるまち**

歴史的環境の継承や文化的な活動、暮らしに身近な緑やまちなみの創造に取り組み、地域の歴史や文化、緑や水が生かされるまちにしていきます。

市民の行動

- ◆歴史的な建物や名刹名所など歴史的環境に関心を持ち、継承に協力しましょう。
- ◆歴史や文化とのふれあいを楽しみましょう。
- ◆地域の文化的活動に積極的に参加しましょう。
- ◆公園や街路などの身近な緑に親しみ、緑化に協力しましょう。
- ◆緑地清掃活動などに積極的に参加しましょう。
- ◆まちなみづくりに協力しましょう。
- ◆自宅で緑に親しみましょう。

事業者の行動

- ◆歴史的な建物や名刹名所など歴史的環境に関心を持ち、継承に協力しましょう。
- ◆地域の文化的活動に積極的に参加しましょう。
- ◆土地の開発では、景観に配慮しましょう。
- ◆公園や街路などの緑化に協力しましょう。
- ◆屋外広告を設置する場合は法令を遵守し、景観に配慮しましょう。
- ◆まちなみづくりに協力しましょう。
- ◆事務所の緑化に努めましょう。

市の行動

- ◆歴史的環境や文化財の保全と活用を推進します。
- ◆地域の文化的活動を推進します。
- ◆景観の保全と創造を推進します。
- ◆緑化、既存の緑の有効活用を推進します。
- ◆開発や屋外広告に対して、法令遵守、景観への配慮を求めます。
- ◆市有施設における緑化、既存の緑の有効活用、良好な景観形成を図ります。

基本方針4【循環型社会】

廃棄物を減らし、資源を循環利用するまち

3R、ごみの正しい処理に取り組み、ごみを減らし、資源を大切に使っていきます。

市民の行動

- ◆ごみの発生を抑制しましょう。
- ◆ごみの分別や資源の回収に協力しましょう。
- ◆買い物袋（マイバッグ）を持参し、レジ袋や過剰包装を断るようしましょう。
- ◆ごみ出しが難しい人への助力に努めましょう。
- ◆外出時のごみは持ち帰りましょう。
- ◆所有する空き家、空き地を適正に管理しましょう。

事業者の行動

- ◆廃棄物の発生を抑制しましょう。
- ◆ごみの分別や資源の回収に協力しましょう。
- ◆簡素な包装や梱包に努めましょう。
- ◆産業廃棄物を適正に処理しましょう。
- ◆ポイ捨てや不法投棄の防止に協力しましょう。
- ◆所有する空き店舗、空き地を適正に管理しましょう。

市の行動

- ◆3Rを推進します。
- ◆ごみの分別や正しいごみ出しを促進します。
- ◆ごみの収集や処理を推進します。
- ◆ポイ捨てや不法投棄への対策、環境美化を推進します。
- ◆空き家、空き地への対策を推進します。

基本方針5【地球環境】

持続可能な低炭素化を進めるまち

様々な省エネルギーをはじめとして、エネルギーの転換などに取り組み、地球温暖化・気候変動の防止に努めるとともに、災害をはじめとする地球温暖化・気候変動の影響に備えます。

市民の行動

- ◆節電、節水など、日常生活での省エネルギー行動に取り組みましょう。
- ◆住宅や住宅機器、家電の高効率化、省エネルギー化に取り組みましょう。
- ◆太陽光や太陽熱など、自然エネルギーの利用に取り組みましょう。
- ◆バスや鉄道などの公共交通を活用しましょう。
- ◆エコドライブを心掛け、車を買うときには燃費を重視しましょう。
- ◆環境に配慮した製品やサービスに関心を持ち、普及や利用に取り組みましょう。
- ◆災害時の避難場所や避難方法を確認しましょう。
- ◆気候変動による災害や害虫、疫病に関心を持ちましょう。
- ◆市の業務や市有施設における地球温暖化対策に協力しましょう。

事業者の行動

- ◆資源やエネルギーの利用効率、生産性の向上に努めましょう。
- ◆節電、節水など、省エネルギー行動に取り組みましょう。
- ◆建物や事務機器、照明などの高効率化、省エネルギー化に取り組みましょう。
- ◆太陽光や太陽熱など、自然エネルギーの利用に取り組みましょう。
- ◆バスや鉄道などの公共交通を活用しましょう。
- ◆エコドライブを心掛け、車両の導入時には燃費を重視しましょう。
- ◆環境に配慮した製品やサービスに関心を持ち、普及や利用に取り組みましょう。
- ◆災害時の避難場所や避難方法を確認しましょう。
- ◆気候変動による災害や害虫、疫病に関心を持つようにしましょう。
- ◆市の業務や市有施設における地球温暖化対策に協力しましょう。

市の行動

- ◆市域の地球温暖化対策の計画的な推進を図ります。
- ◆一事業者として、事務事業や市有施設における地球温暖化対策を推進します。
- ◆国民運動「クールチョイス（COOL CHOICE）」を推進します。
- ◆省エネルギー行動を促します。
- ◆建物や事務機器、照明などの高効率化、省エネルギー化を促します。
- ◆自然エネルギー、バイオマスなどの利用を促します。
- ◆地球温暖化・気候変動への適応について検討します。

基本方針6【学習・参加】 地域協働による環境づくりをするまち

環境学習や環境情報共有、参加と協働、地域環境資源の保全と活用に取り組み、地域協働による環境づくりを進めます。

市民の行動

- ◆環境保全や地域づくりに関心を持ち、積極的に関わるように努めましょう。
- ◆環境に関するイベントや学習会などに協力、参加しましょう。
- ◆家族で環境のことに取り組むように努めましょう。
- ◆地域の環境保全活動や地域活動に積極的に参加しましょう。

事業者の行動

- ◆環境保全や地域づくりに関心を持ち、積極的に関わるように努めましょう。
- ◆環境に関するイベントや学習会などに協力、参加しましょう。
- ◆従業員の環境への意識向上に努め、自主的な活動を支援しましょう。
- ◆環境に関する行動の指針を示しましょう。
- ◆地域の環境保全活動や地域活動に積極的に参加しましょう。

市の行動

- ◆環境保全や地域づくりの意識啓発、情報発信、環境学習を推進します。
- ◆地域環境資源の保全と活用を推進します。
- ◆環境保全活動や地域活動を促し、関係団体などとの協働を推進します。

2 進行管理

(1) 評価の考え方

各施策の進み方を検証していくため、毎年度の行政評価（実施事業評価）と連動する形で、関連事業の実施状況の把握、評価を図ります。

また、設定した指標に基づき、計画推進の状況をわかりやすく示します。

(2) PDCAサイクルの実施

本計画を着実かつ有効に推進していくために、取組の評価を行い、適切な見直しを継続的に行います。そのため、本計画の進行管理では、PDCAサイクル（PLAN：計画、DO：実施・推進、CHECK：点検・評価・報告、ACTION：修正・改善）を導入し、継続的な改善を図ります。

年度ごとの実施結果について、評価と管理をしながら、これに修正を加えていく「1年のサイクル」と、それらの繰り返しを経て計画の目標や行動指針を長期的な視点から見直すことにより、計画を効果的に運用しながら進行管理を行います（図6-1）（図6-2）。

ア 計画（PLAN）

本計画において、環境像を実現するための目標を定め、それらに関連する環境施策を設定します。

イ 実施・推進（DO）

本計画に基づき、市民、事業者や関係機関などの連携を図りながら事業の実施、施策の推進を図ります。

ウ 点検・評価・報告（CHECK）

環境の現状、行政評価（実施事業評価）及び指標の評価の把握を行い、実施状況の年次報告を公表します。

また、併せて環境審議会にも報告することにより助言、提言などを求めています。

エ 修正・改善（ACTION）

点検・評価・報告と、環境審議会等の意見を踏まえ、翌年度の事業実施の修正、改善を図ります。

また、必要に応じて、取組の短期的な改善や強化、縮小、廃止などを行います。

オ 見直し（PLAN）

点検・評価・報告、修正・改善と実施・推進の積み重ねを踏まえて、計画の中長期的な方向性を見直しを図ります。5年目の2023年度を目安に中間見直しを予定します。

図6-1 PDCAサイクルの方向

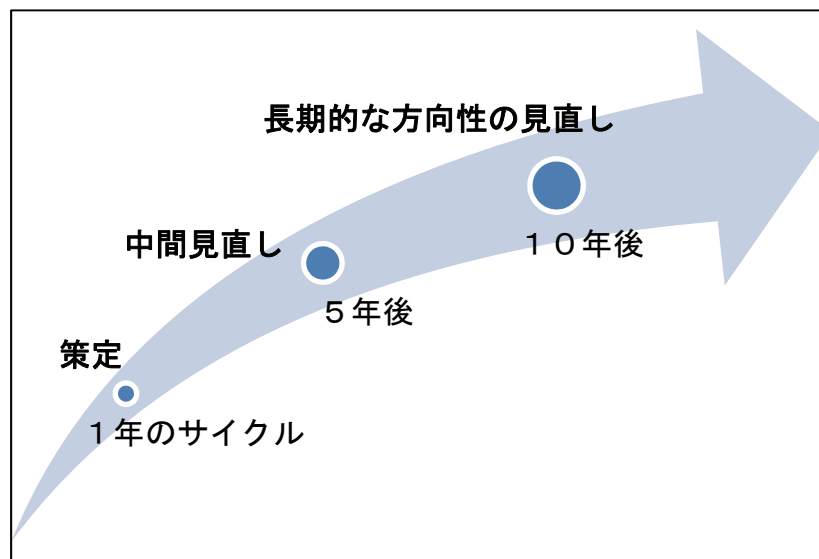
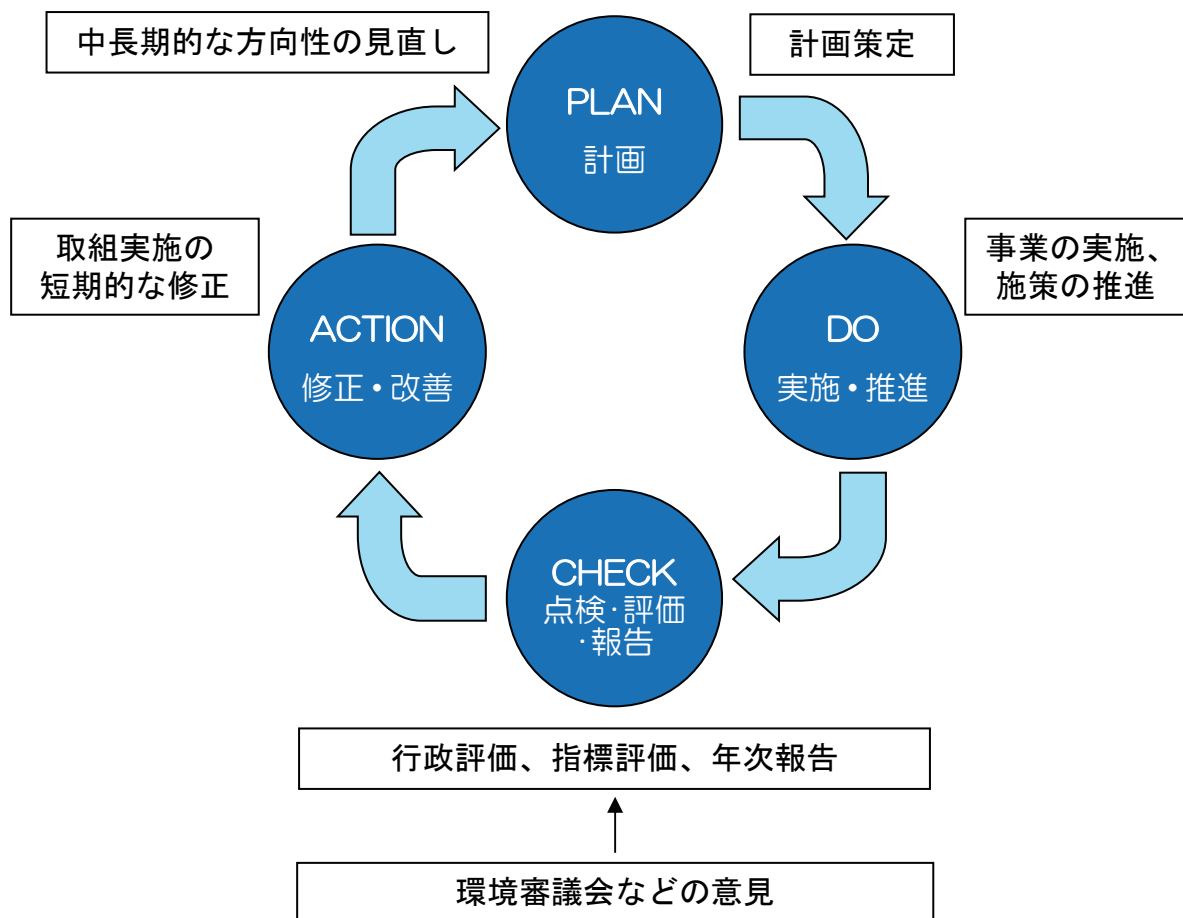


図6-2 PDCAサイクル

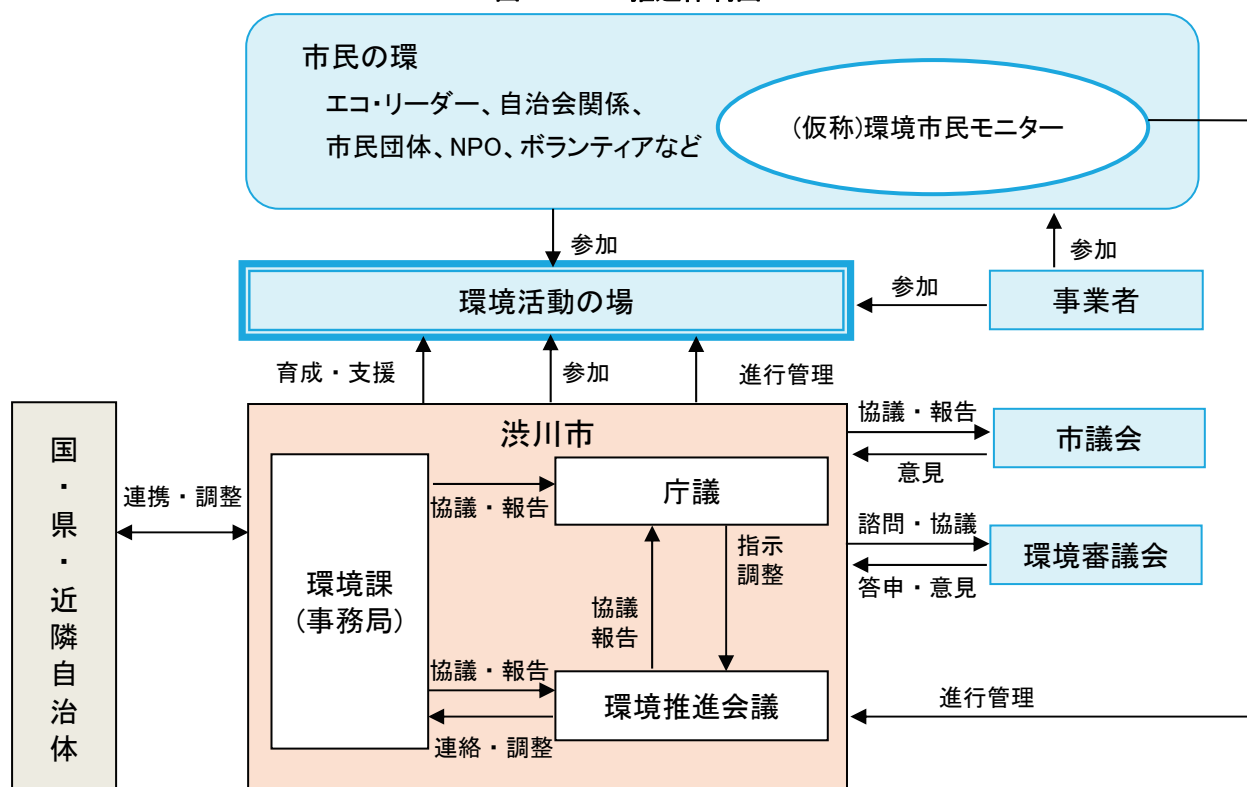


3 推進体制

「渋川市環境推進会議（庁内組織）」を中心に、庁内の各所属における施策の進行管理をそれぞれで点検・評価し、庁議で協議・調整を行い、これを「環境施策報告書」として取りまとめます。この報告書については、「環境審議会」で協議するほか、市民が評価できる仕組みとして「（仮称）環境市民モニター」を設置します。

また、「市民の環」や「環境活動の場」を活用し、すべての主体が協働して計画を推進することで、本計画の効果を高めることが可能となります（図6－3）。

図6－3 推進体制図



（１）渋川市環境推進会議

本市の良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進及び調整するための庁内組織です。

（２）渋川市環境審議会

環境基本法第44条の規定に基づき設置した、本市における良好で快適な環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議する、市長の諮問機関です。

（３）市民の環

エコ・リーダー、自治会関係、市民団体、NPO、ボランティアなどのネットワークの協働の場です。

また、市民の意見を反映するための「（仮称）環境市民モニター」を設置します。

（４）環境活動の場

環境まつり、市民環境大学、エコ・リーダーズセミナー、親と子の環境学習会などの環境教育や人材育成及び市民・事業者・市が連携・協働して実践活動する場です。

資料編

渋川市環境基本条例

(平成18年2月20日渋川市条例第154号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好で快適な環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 循環型社会 製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においては、これについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

(基本理念)

第3条 良好で快適な環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むうえで必要とする環境を確保するとともに、その環境が将来の世代へ継承されるよう適切に行われなければならない。

- 2 良好で快適な環境の保全及び創造は、すべての者が自主的かつ積極的に活動することにより良好で快適な環境を維持し、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的に発展可能な社会の構築を目指して行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、市、市民及び事業者のすべてが地域の環境と地球全体の環境とが深くかかわっていることを認識し、日常生活、事業活動その他の人の活動において、相互に協力し、及び連携して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好で快適な環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めなければならない。

- 2 市民は、基本理念にのっとり、良好で快適な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らの責任において、これに伴って生ずる公害の防止を図り、かつ、廃棄物を適正に処理し、環境への負荷の低減のために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動において環境に配慮した原材料等を利用するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、良好で快適な環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第7条 市長は、毎年、環境の状況並びに良好で快適な環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 基本施策等

第1節 基本方針

(基本方針)

第8条 市は、良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針とし、環境の保全に関する各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 公害の防止その他の人の健康や生活環境に被害を及ぼす環境保全上の支障を防止し、市民が安心できる良好な生活環境を確保すること。

(2) 生物の生態系の確保、野生生物の種の保存等生物の多様性を確保するとともに、緑地等における多様な自然環境の保全を図り、自然と人の共生を確保すること。

(3) 地域の歴史的・文化的な環境の保全及び身近な自然環境を生かした良好な景観の形成・整備を推進し、快適な生活環境を確保すること。

(4) 資源、エネルギーの合理的かつ循環的な利用の促進、廃棄物の発生抑制及び適正な処理等、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に向けた取組を行うこと。

(5) 地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等地球環境問題に対する市民等の自発的な学習を啓発し、地球環境の保全に関する施策の推進を積極的に行うこと。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

第9条 市長は、良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、渋川市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 良好で快適な環境の保全及び創造に関する目標

(2) 前号に掲げるもののほか、良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民及び事業者の意見を反映できるよう必要な措置を講ずるとともに、渋川市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策と環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと思われる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

第3節 基本的施策

(環境保全上の支障を防止するための措置)

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は環境保全上の支障を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的支援等)

第12条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減に係る施設整備その他良好で快適な環境の保全及び創造に関する活動を推進するため、必要な経済的支援等を講ずるよう努めるものとする。

(公共的施設の整備)

第13条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設等の環境への負荷の低減に資する施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環利用等の促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者が行う資源の循環利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の適正処理及び減量化が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(環境保全に関する教育及び学習)

第15条 市は、市民及び事業者が良好で快適な環境の保全及び創造に関する理解を深めるとともに、これらの者の環境への負荷の低減等良好で快適な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲の増進を図るため、環境の保全に関する教育及び学習の振興について必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の推進)

第16条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う美化活動、資源循環に係る回収活動その他の良好で快適な環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、第15条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う良好で快適な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の良好で快適な環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究の実施)

第18条 市は、環境の状況把握、環境の変化による影響の予測に関する調査及び研究その他の良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策に必要な調査及び研究を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の状況を把握し、及び良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、調査等の体制の整備に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第20条 市は、国、他の地方公共団体その他の関係機関と協力して地球環境の保全に関する施策を推進するとともに、良好で快適な環境の保全及び創造に関する情報の提供等を行うことにより、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4節 推進体制の整備

(推進体制の整備)

第21条 市は、良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(関係行政機関等との協力)

第22条 市は、良好で快適な環境の保全及び創造を図るために広域的な取組を必要とされる施策について、国及び他の地方公共団体等と協力して推進に努めるものとする。

第3章 環境審議会

(設置)

第23条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、洪川市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第24条 審議会は、市長の諮問に応じて調査審議するほか、良好で快適な環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第25条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民団体及び各種団体を代表する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第26条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第29条 審議会は、議事に関係ある者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(庶務)

第30条 審議会の庶務は、市民部環境課において行う。

第4章 雑則

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

渋川市環境審議会委員名簿

平成 30 年 10 月 15 日現在

番号	氏名	所属	備考
第1号 学識経験を有する者			
1	佐藤 孝史	環境カウンセラー	会 長
2	中山 晃枝	医師（渋川地区医師会）	
3	小澤 茂	群馬県環境森林部中部環境事務所長	
4	中島 右	環境カウンセラー	
第2号 市民団体及び各種団体を代表する者			
5	南雲 泰弘	渋川市環境美化推進協議会	
6	角田 雅保	渋川市自治会連合会	
7	鳥山サカ江	渋川市婦人会連絡協議会	
8	坂田タエ子	渋川商工会議所	
9	茂木 眞吉	しぶかわ商工会	
10	吉田 雄希	渋川青年会議所	
11	栄口 寛	四社会代表	
12	保坂 孝和	北群渋川農業協同組合	
13	角田佐知子	赤城橘農業協同組合	
14	原田 友美	渋川市小中学校PTA連絡協議会	
15	角田 裕子	NPO法人渋川広域ものづくり協議会	
16	須田 昭司	赤城姫を愛する集まり	
第3号 その他市長が必要と認める者			
17	吉原 明浩	公募	副会長
18	岸 宏一	公募	
19	加藤 敏明	公募	
20	三原 君江	公募	

(敬称略)

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

環境基本計画に関する諮問書及び答申書

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

環第129号

平成30年11月1日

渋川市環境審議会

会長 佐藤 孝史 様

渋川市長 高 木 勉



第2次渋川市環境基本計画（案）について（諮問）

渋川市環境基本条例第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

渋川市環境基本計画は、渋川市環境基本条例（平成18年2月20日制定）に定める基本理念に基づき、本市の豊かな自然、歴史的・文化的な環境を守り育て、将来の世代へ引き継ぐことを目標に平成21年3月に策定し、平成26年3月に計画の実行性や社会経済の変化を考慮し、中間見直しを行いました。

本計画の計画期間は、平成21年度から平成30年度までの10年間で、この10年程の間に国内の経済動向や産業構造の変化、少子高齢化・人口減少など、環境政策を取り巻く状況は大きく変化しています。

今回、本計画の計画期間が平成30年度をもって満了となることから、同計画の理念を引継ぎながら、社会情勢の変化や環境行政を考慮し、第2次環境基本計画を取りまとめましたので、貴審議会の意見を求めるものです。

平成31年2月1日

渋川市長 高 木 勉 様

渋川市環境審議会
会長 佐 藤 孝 史



第2次渋川市環境基本計画（案）について（答申）

平成30年11月1日付け環第129号で諮問のありました「第2次渋川市環境基本計画（案）」について、渋川市環境審議会において慎重に審議した結果を、渋川市環境基本条例第24条に基づき、下記のとおり答申します。

記

当審議会では、渋川市にとっても大きな課題となっている「人口減少・少子高齢化」がもたらす生活環境や自然環境などに与える影響への対策、地球規模の環境問題である「気候変動」がもたらす自然災害などへの適応策、次世代を担う子どもたちが環境について地域とともに広く学ぶ機会の創出などについての視点から審議をしました。

その結果、環境像を「豊かな自然と多様な風土をみんなで守り育て未来へ継承するまち・しぶかわ」とし、その実現に向けた基本理念を「健康で安全かつ文化的な生活環境と地域環境を《守る》《つなげる》《つくり出す》」としてまとめ、各個別目標で「あるべきまちの姿」を示すなど、計画全体が分かりやすい体系に整理され、条例制定や環境分野の個別計画の策定について明示するなど、実践的なものとなっており、当審議会の視点も施策として反映されているものと思料します。

また、計画策定に当たっては、市民・中学生・事業者を対象とするアンケート、記述式ヒアリングや面接によるヒアリング、地区別及び事業者懇談会などを実施するなど広く市民・事業者などに意見を聴き、計画に反映しようとする姿勢も評価できます。

以上のことから、「第2次渋川市環境基本計画（案）」は、今後10年間の市が取り組むべき環境分野のマスタープランとしてふさわしい内容であると判断します。

なお、計画の推進に当たっては、市民・事業者・市が互いに連携・協働していくことが重要であることから、市が市民・事業者の先導役となるよう環境像実現に向けて環境問題に積極的に取り組む姿勢をより鮮明にし、市民・事業者が自ら環境問題に取り組めるよう意識の醸成を図る施策の推進を要望します。

以上

渋川市環境基本計画等策定委員会設置要綱

(平成29年4月3日市長決裁)

(設置)

第1条 第2次渋川市環境基本計画及び第3次地球温暖化対策実行計画を策定するため、渋川市環境基本計画等策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画の策定に関する事項について、調査、研究、企画、立案等に当たる。

(組織)

第3条 策定委員会は、別表に掲げる職の職員をもって組織する。

2 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には市民部長を、副委員長には環境課長をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の職員等を委員会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

3 第6条に規定する作業部会との調整を図る必要が生じたときは、合同会議を開くことができる。

(部会)

第6条 環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画に関する調査、研究、作業等を行うため、策定委員会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長は、環境課長をもって充てる。

4 部会長に事故があるときは、予め部会長の指定する副部会長が、その職務を代行する。

5 部会員は、部会長が指名した所属の長から指名された係長相当の職にある職員をもって充てる。

6 作業部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長は会議の議長となる。

(事務局)

第7条 策定委員会の事務局は、市民部環境課に置く。

(任期)

第8条 この要綱の規定によって選任された委員等の任期は、第2条に掲げる計画策定事務の全てが終了するまでとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

市民部長
市民部環境課長
総務部総務課長
総合政策部新政策課長
市民部保険年金課長
保健福祉部社会福祉課長
農政部農林課長
商工観光部商工振興課長
建設部土木管理課長
水道部水道課長
会計課長
教育部教育総務課長
議会事務局副事務局長
監査委員事務局副事務局長
農業委員会事務局長

環境基本計画策定経過

時期	取組経過(概要)
平成29年度	
4月3日	渋川市環境基本計画等策定委員会設置要綱制定
4月3日	部長会議 ・第2次渋川市環境基本計画策定の考え方について ・第2次渋川市環境基本計画策定スケジュールについて ・第2次渋川市環境基本計画策定に係る市民意識調査について ・環境基本計画改訂の目的と内容について
4月14日	第1回渋川市環境基本計画等策定委員会 ・第2次渋川市環境基本計画策定の考え方について ・第2次渋川市環境基本計画策定スケジュールについて ・第2次渋川市環境基本計画策定に係る市民意識調査について
5月15日	第1回渋川市環境審議会 ・第2次渋川市環境基本計画策定の考え方について ・第2次渋川市環境基本計画策定に係る市民意識調査について
6月15日	市議会総務市民常任委員会協議会 ・第2次渋川市環境基本計画策定について
8月1日 ～8月21日	市民・事業者アンケート ・市民4,300人に配布(郵送法) ・事業者200事業所に配布(郵送法)
8月20日	市民環境大学受講生ヒアリング ・市民環境大学受講生30人にヒアリング(記述方式)
8月25日 ～9月22日	中学生アンケート ・市内の9中学校、第2学年682人に配布(各校に依頼)
8月29日 ～8月30日	事業者・市職員ヒアリング ・事業者12人、市職員10人にヒアリング(面談方式)
9月10日	しぶかわ環境まつり参加者ヒアリング ・しぶかわ環境まつりにおいて市民23人にヒアリング(記述方式) ・しぶかわ環境まつりにおいて市民7人にヒアリング(面談方式)
10月27日	第2回渋川市環境基本計画等策定委員会 ・第2次渋川市環境基本計画基礎調査報告(市民意識調査結果報告等)について
11月21日	第3回渋川市環境基本計画等策定委員会 ・第2次渋川市環境基本計画基礎調査報告書(案)について
12月18日	部長会議 ・第2次渋川市環境基本計画基礎調査報告書(案)について
1月9日	第2回渋川市環境審議会 ・第2次渋川市環境基本計画基礎調査報告書(案)について
3月2日	市議会総務市民常任委員会協議会 ・第2次渋川市環境基本計画基礎調査報告書について

時期	取組経過(概要)
平成30年度	
4月25日	第5回渋川市環境基本計画等策定委員会 ・環境像、基本方針、個別目標等の設定について
5月30日	第6回渋川市環境基本計画等策定委員会 ・指標、進行管理体制等について
7月11日	第7回渋川市環境基本計画等策定委員会 ・第2次渋川市環境基本計画(案)について
7月23日	庁議 ・第2次渋川市環境基本計画(案)について
8月2日	第8回渋川市環境基本計画等策定委員会 ・第2次渋川市環境基本計画(案)について
8月6日	庁議 ・第2次渋川市環境基本計画(案)について
10月10日	第9回渋川市環境基本計画等策定委員会 ・第2次渋川市環境基本計画(案)について
10月29日	庁議 ・第2次渋川市環境基本計画(案)について
11月1日	渋川市環境審議会 ・第2次渋川市環境基本計画(案)について諮問
11月6日	第2回渋川市環境審議会 ・第2次渋川市環境基本計画(案)について
12月6日	市議会総務市民常任委員会協議会 ・第2次渋川市環境基本計画(案)について
12月17日 ～1月8日	地区別・事業者懇談会 ・渋川、金島、古巻、豊秋、伊香保、小野上、子持、赤城、北橘の各地区で開催(延べ127人参加) ・市役所本庁舎で開催(延べ35人参加)
12月17日 ～1月15日	市民意見公募 ・意見等の受付件数 1人、3件
1月18日	第10回渋川市環境基本計画等策定委員会 ・第2次渋川市環境基本計画(案)について
1月22日	第3回渋川市環境審議会 ・第2次渋川市環境基本計画(案)について
2月1日	渋川市環境審議会 ・第2次渋川市環境基本計画(案)について答申
2月13日	第2次渋川市環境基本計画策定

環境意識

1 環境意識調査の概要

(1) 調査の目的

計画策定に当たり、環境に対する意識や取組状況、将来望んでいる環境状況などにかかる地域住民や市内事業者の環境意識を把握し、将来の環境像や施策立案に活用するため、アンケート及びヒアリングを実施しました。

また、市職員についても、日常的な省エネ等の行動や、環境関連施策に関する意識を把握するため、ヒアリングを実施しました。

(2) 調査の視点

本調査は、以下の基本視点をもって市民、事業者及び中学生の環境意識を把握するため実施しました。

なお、本調査に当たっては、平成19（2007）年度（渋川市環境基本計画策定時）及び平成25（2013）年度（渋川市環境基本計画中間見直し時）に実施した調査項目を踏まえ、比較分析を想定するとともに、近年の環境問題や社会情勢を踏まえ、新たに視点を設定しました。

- ア 本市全体及び住まい周辺の環境に対する満足度の把握
- イ 居住地域別の環境に対する満足度の差異の把握
- ウ 地域環境の特性の抽出
- エ 地球温暖化対策（低炭素社会の構築）に関する意識や取組状況の把握
- オ 循環型社会に関する意識や取組状況の把握
- カ 環境保全活動や環境学習に関する意識や取組の把握
- キ 事業者の環境対策の状況や障害、環境向上の実態と、今後の取組姿勢の把握
- ク 本市が実施している環境施策に対する認知度、関心度の把握

(3) アンケートについて

アンケートでは、幅広い層の意識を把握するため、年齢、地域などを考慮した市民アンケート、事業活動における環境配慮行動などを把握するために事業者アンケート、さらに次世代を担う子ども達の意識を把握するために中学生アンケートを実施しました。

調査	対象	方法	調査期間 (平成29年)	回答
市民アンケート	18歳以上70歳未満の市民から各地区の人口比率および男女同率に応じて抽出した4,300人	郵送により 配布・回収	8月1日 ～8月21日	1,527人 35.3%
事業者アンケート	市内の事業所から抽出した200事業所	郵送により 配布・回収	8月1日 ～8月21日	120人 60.0%
中学生アンケート	市内の9中学校の第2学年生 682人	各学校を通じ 配布・回収	8月25日 ～9月22日	646人 94.7%

(4) ヒアリングについて

ヒアリングは、アンケートよりも掘り下げた具体的な状況、意見を把握するために、意識調査の一環として実施しました。

調査対象者を招集し、説明を行った後に、ヒアリングシートに記入する記述方式（環境通信簿）と、口頭で回答してもらう面談方式の、2つの方法で実施しました。

ア 記述方式によるヒアリング（環境通信簿）

市民の視点による環境施策の評価と課題を把握するため、ヒアリングシート「環境通信簿」への記入による調査を行いました。

対象者	実施日（平成 29 年）	人数
市民環境大学に参加した市民	8月20日	30人
環境まつりに参加した市民	9月10日	23人

「環境通信簿」とは、現行の渋川市環境基本計画における「環境像」及び「基本施策」に対する、簡単な評価を行うものです。

評価内容	評価項目	評価方法
現状評価	環境像	「ほぼ良し」「まあまあ」「もう少し」「まだまだ」「わからない」から一択
	基本施策	「できています」に該当するものを複数選択
今後期待される施策	基本施策	「特に力を入れましょう」に該当するものを複数選択

イ 面接方式によるヒアリング

現在の活動や取組の概要及び課題などについて、立場によって異なる様々な視点による状況、意見を把握するために、意見聴取を行いました。

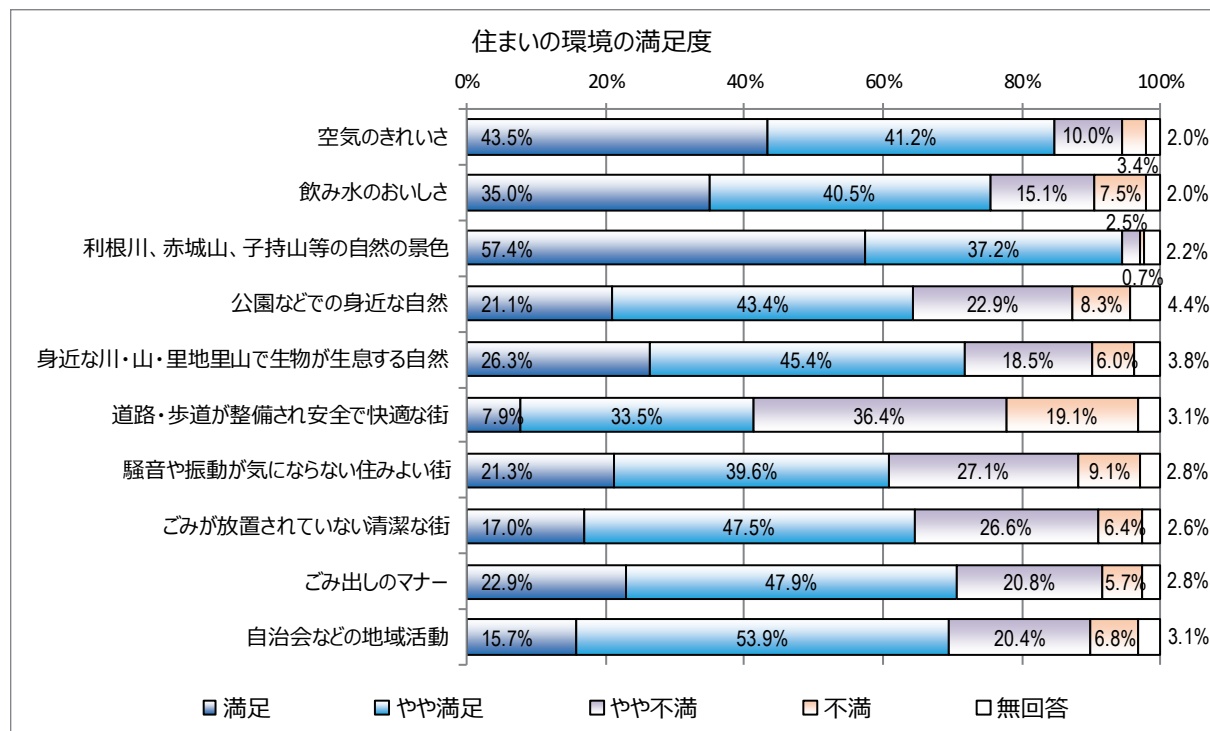
対象者	実施日 （平成 29 年）	人数	主な聞き取り内容
事業者	8月29日	12人	業務内容、環境に関する取組、環境に関する課題・提案、地域協働における取組
行政 （市職員）	8月30日	10人	業務内容、日常業務における環境取組、市役所としての環境対策・環境づくり
市民環境団体代表者	9月10日 （環境まつり開催）	7人	個人による取組、団体の活動内容

2 市民アンケート結果

(1) 住まいの環境の満足度

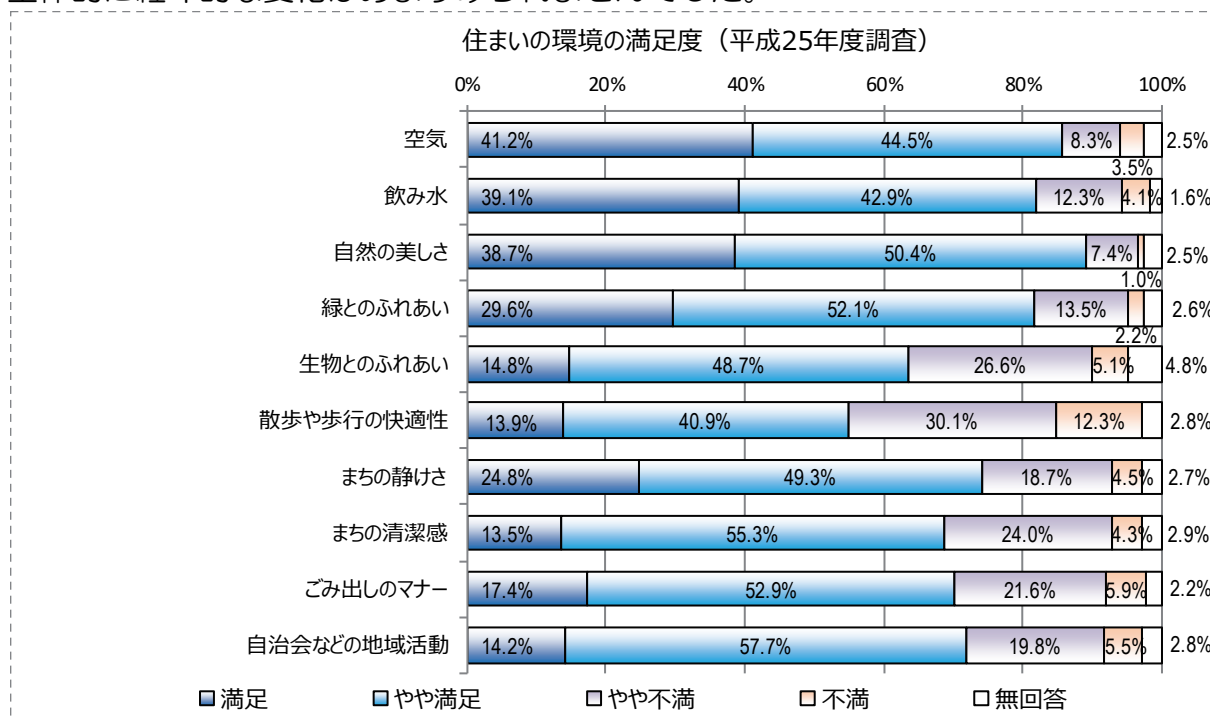
住まいの環境について、「満足」「やや満足」を合わせて満足度と捉えました。

上位から「利根川、赤城山、子持山等の自然の景色」「空気のきれいさ」「飲み水のおいしさ」「身近な川・山・里地里山で生物が生息する自然」となっており、大気、水資源、自然の景色や生態系が本市の特徴であることが現れました。



参考：前回調査との比較

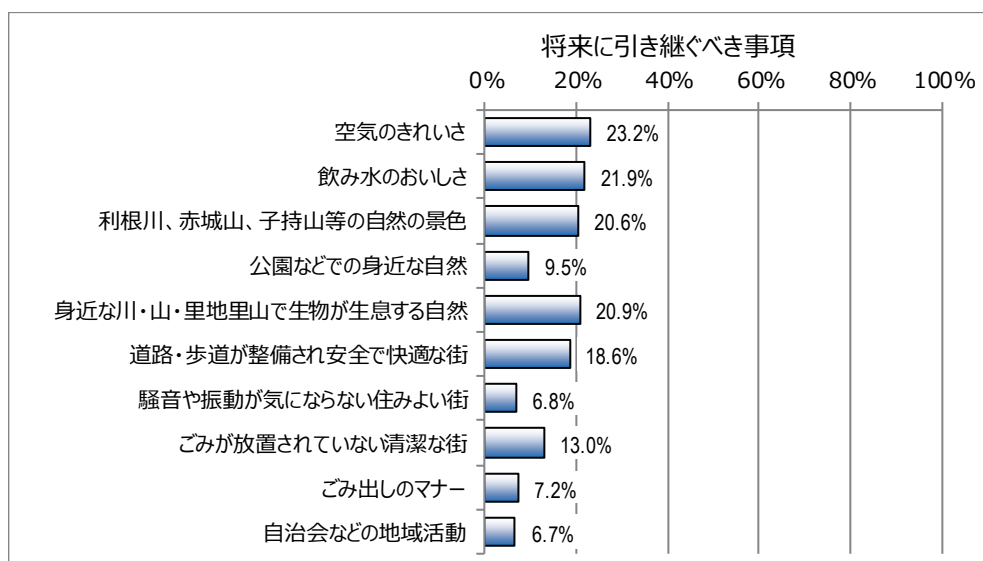
平成 25 年度調査では、上位から「自然の美しさ」「空気」「飲み水」となっており、全体的に経年的な変化はあまりみられませんでした。



(2) 将来に引き継ぐべき事項

今回新たに、満足度と同じ項目で「将来に引き継ぐべき事項」を選んでもらいました。

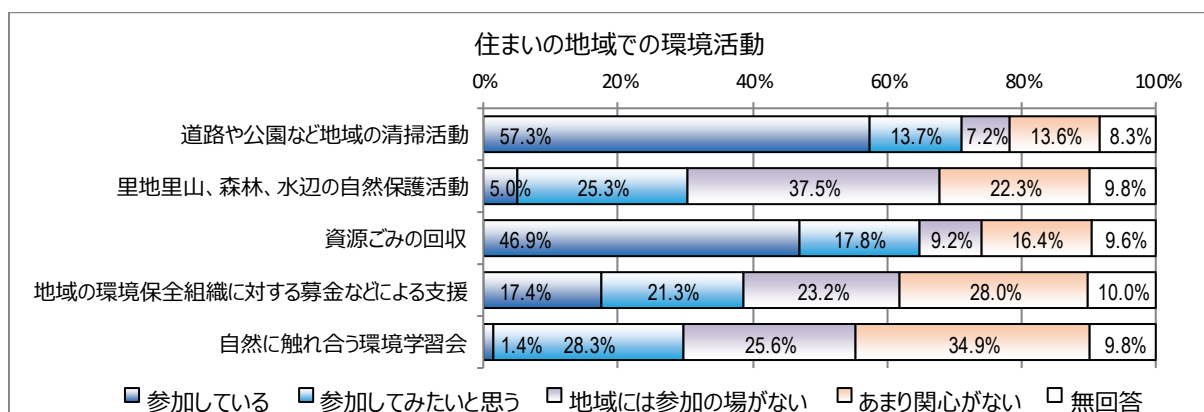
上位から「空気のきれいさ」「飲み水のおいしさ」「利根川、赤城山、子持山等の自然の景色」「身近な川・山・里地里山で生物が生息する自然」となっており、満足度と同様に、大気、水資源、自然の景色や生態系が本市の特徴であることが現れました。



(3) 住まいの地域での環境活動への参加しやすさ

住まいの地域での環境活動について、「参加している」「参加してみたいと思う」を合わせて参加しやすさと捉えました。

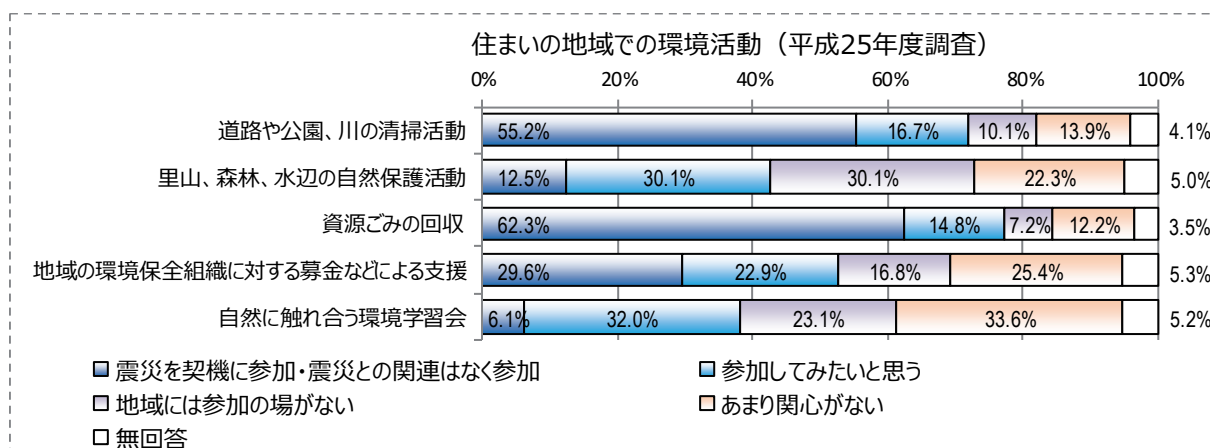
上位から「道路や公園、など地域の清掃活動」「資源ごみの回収」となっており、環境美化や資源回収について、参加しやすい傾向がみられました。



参考：前回調査との比較

平成25年度調査における「震災を契機に参加」「震災との関連はなく参加」「参加してみたいと思う」を合わせて参加しやすさと捉え、今回と比較しました。

上位から「資源ごみの回収」「道路や公園、など地域の清掃活動」となっており、全体的に経年的な変化は少ないものの、少し低下した様子がみられました。



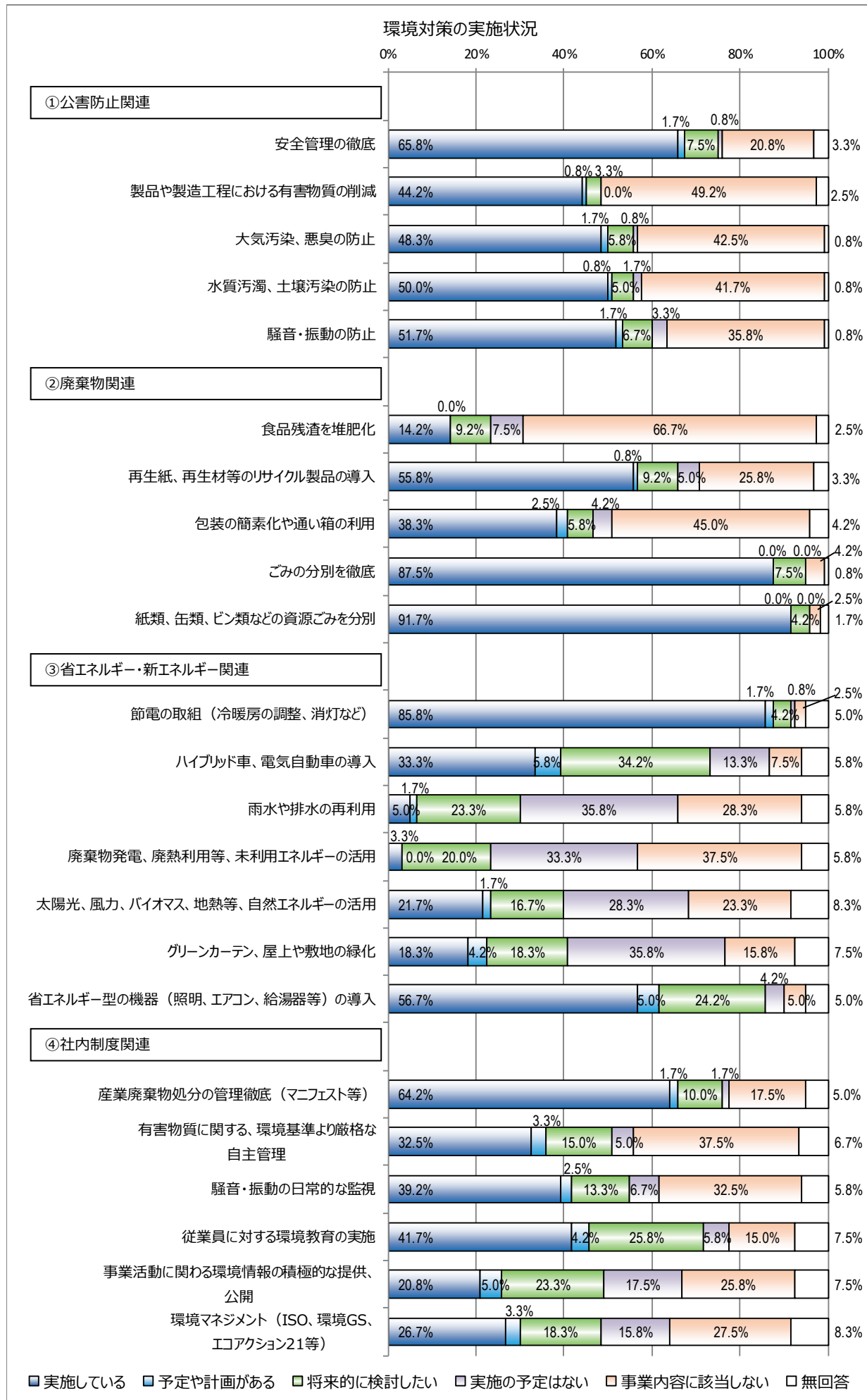
3 事業者アンケート結果

（1）環境対策の実施状況

事業所における主な環境対策について、項目別に回答してもらいました。

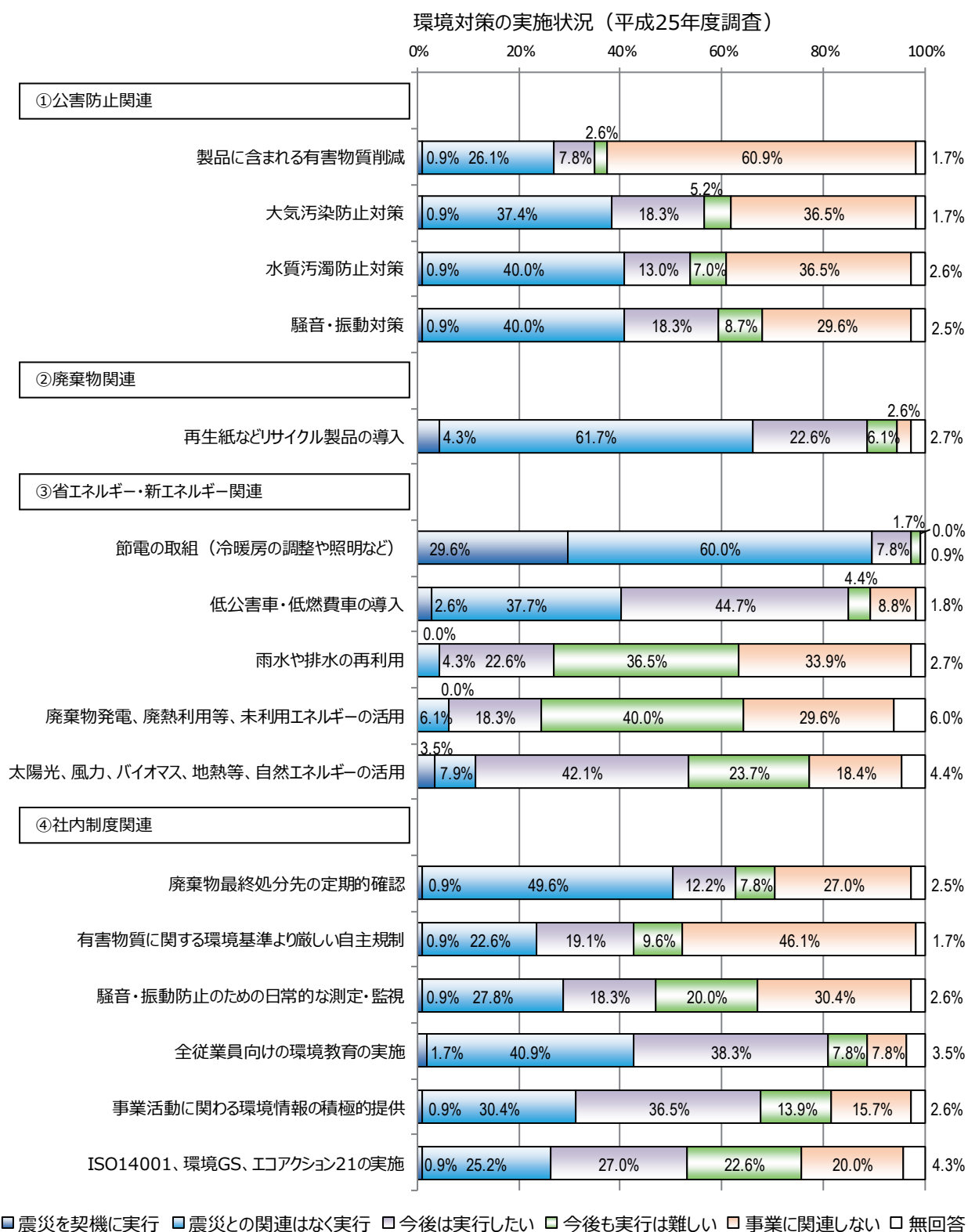
前回調査との比較では、平成 25 年度調査における「震災を契機に実行」「震災との関連はなく実行」を合わせたものを、今回の「実施している」と比較しました。

- ①公害防止関連及び②廃棄物関連の環境対策は、「事業内容に該当しない」を除いてみると、全ての項目がほぼ実施されており、浸透している傾向がみられました。
- ③省エネルギー・新エネルギー関連の環境対策で「実施している」をみると、上位 2 位が「節電の取組」「省エネルギー型の機器の導入」となっており、節電行動や身近な機器の切り替えについては、取組が浸透している傾向がみられました。
- ④社内制度関連の環境対策は、「事業内容に該当しない」を除いてみると、産業廃棄物や有害物質、騒音・振動については取組が浸透している傾向のほか、その他の項目の取組についても一定の意欲がみられました。



参考：前回調査との比較

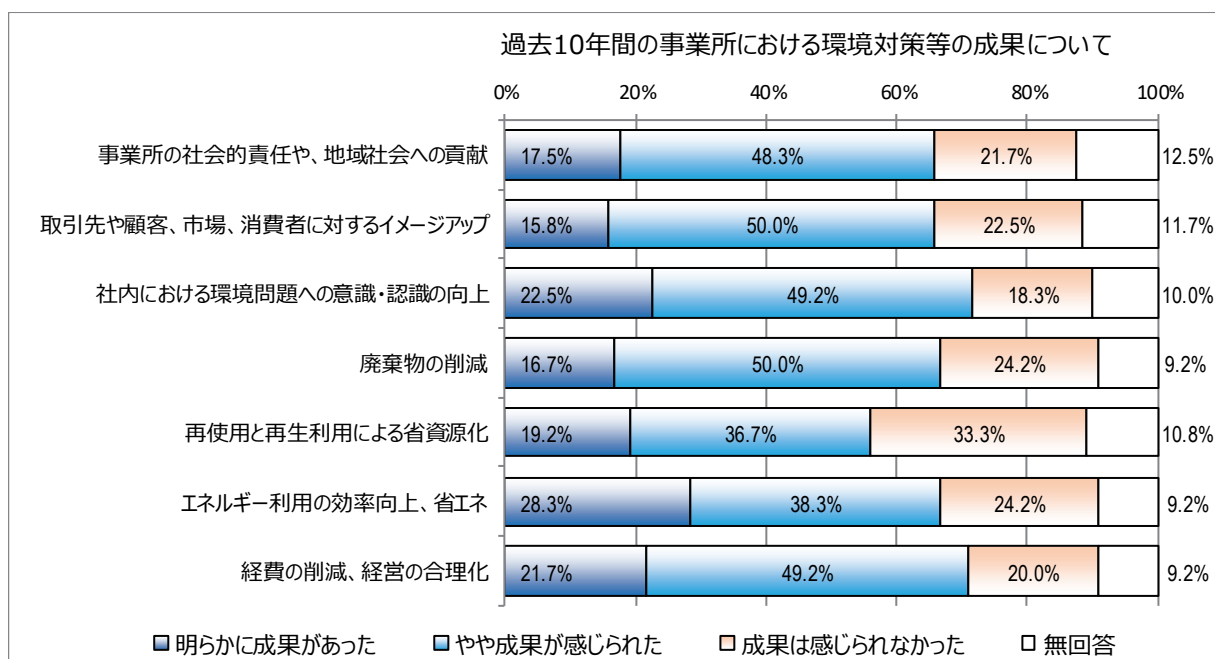
- ①公害防止関連では、全項目で今回が上回り、より浸透した傾向がみられました。
- ②廃棄物関連では、リサイクル製品の導入について、「事業に該当しない」を除いた実施の割合をみると今回のほうが上回っており、より浸透した傾向がみられました。
- ③省エネルギー・新エネルギー関連では、全体的に経年的な変化は少ないものの、自然エネルギーの活用がより浸透した傾向がみられました。また、前回の「低公害車・低燃費車の導入」に対して、車種の範囲を狭めた影響がみられました。
- ④社内制度関連では、全体的に経年的な変化はあまりみられませんでした。



(2) 過去10年間の事業所における環境対策や環境分野での取組の成果

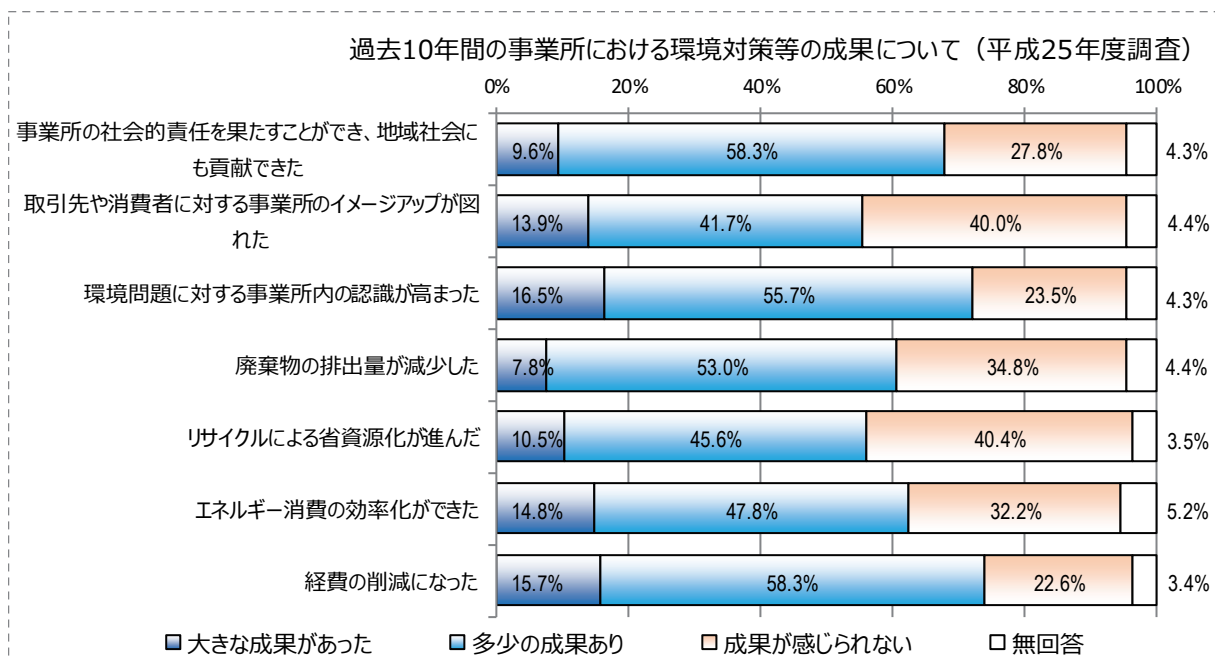
「明らかに成果があった」をみると、上位から「エネルギー利用の効率向上、省エネ」「社内における環境問題への意識・認識の向上」となっています。

また、「明らかに成果があった」「やや成果が感じられた」を合わせた場合には、上位から「社内における環境問題への意識・認識の向上」「経費の削減、経営の合理化」となっており、全体的には成果を感じている傾向の一方で、明確に把握しているとは判断できない様子もみられました。



参考：前回調査との比較

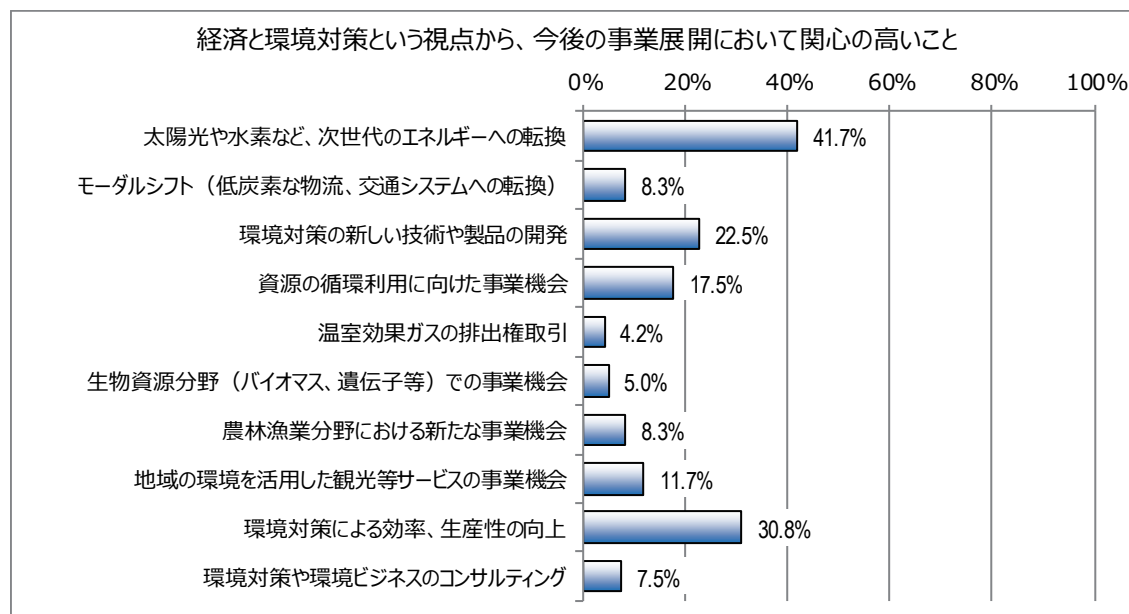
平成25年度調査の「大きな成果があった」と今回の「明らかに成果があった」と比べると、上位3位の項目は同様でしたが、数値は全項目で今回のほうが上回り、より成果を感じている傾向がみられました。



(3) 経済と環境対策という視点から、今後の事業展開において関心の高いこと

今回新たに、経済と環境対策という視点から、環境保全への関心を尋ねました。

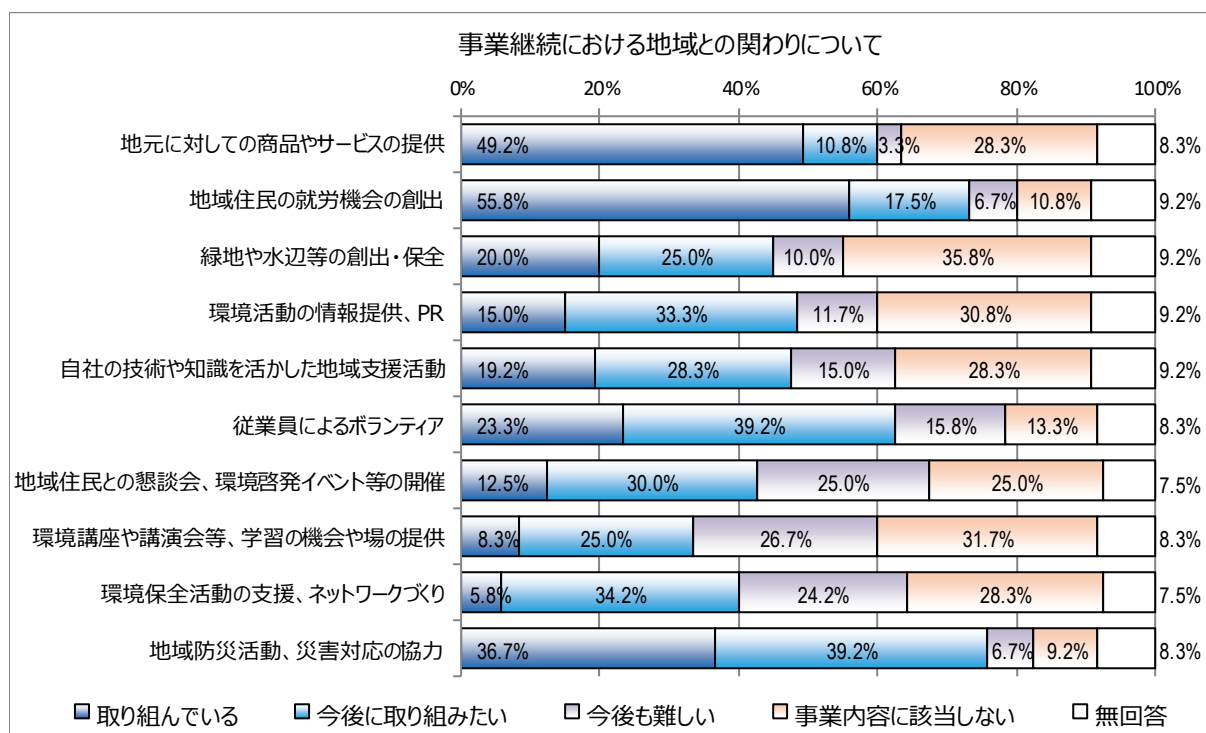
上位から「太陽光や水素など、次世代のエネルギーへの転換」「環境対策による効率、生産性の向上」となっており、次世代エネルギーと生産性が、最大の関心事である傾向がみられました。



(4) 事業継続における地域との関わり

「取り組んでいる」をみると、上位から「地域住民の就労機会の創出」「地元に対しての商品やサービスの提供」となっています。

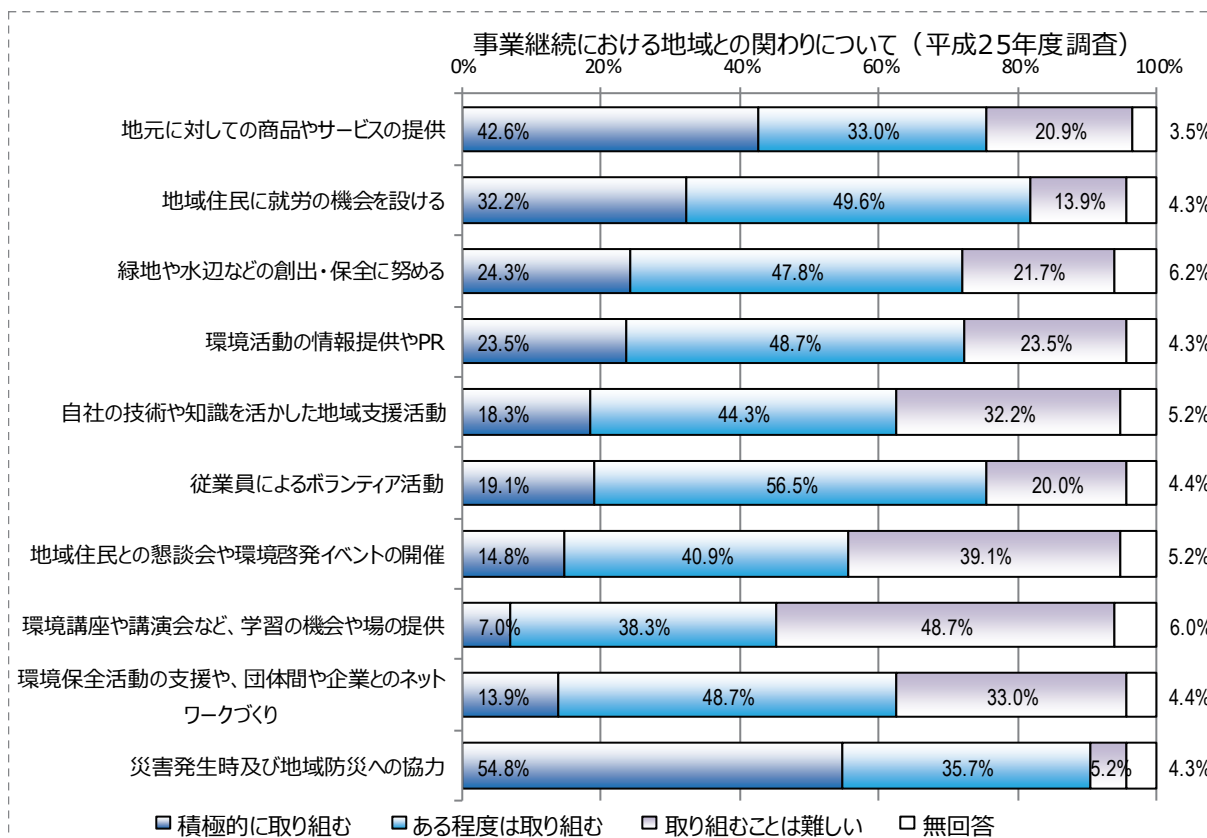
また、「取り組んでいる」「今後に取り組みたい」を合わせてみると、上位から「地域防災活動、災害対応の協力」「地域住民の就労機会の創出」「従業員によるボランティア」「地元に対しての商品やサービスの提供」となっており、就労機会、商品・サービス、防災、ボランティアが代表的な地域貢献である傾向がみられました。



参考：前回調査との比較

平成25年度調査の「積極的に取り組む」「ある程度は取り組む」を合わせて、今回の「取り組んでいる」「今後は取り組みたい」と比較しました。

上位4位が同様の項目となっており、全体的に、経年的な変化はあまりみられませんでした。

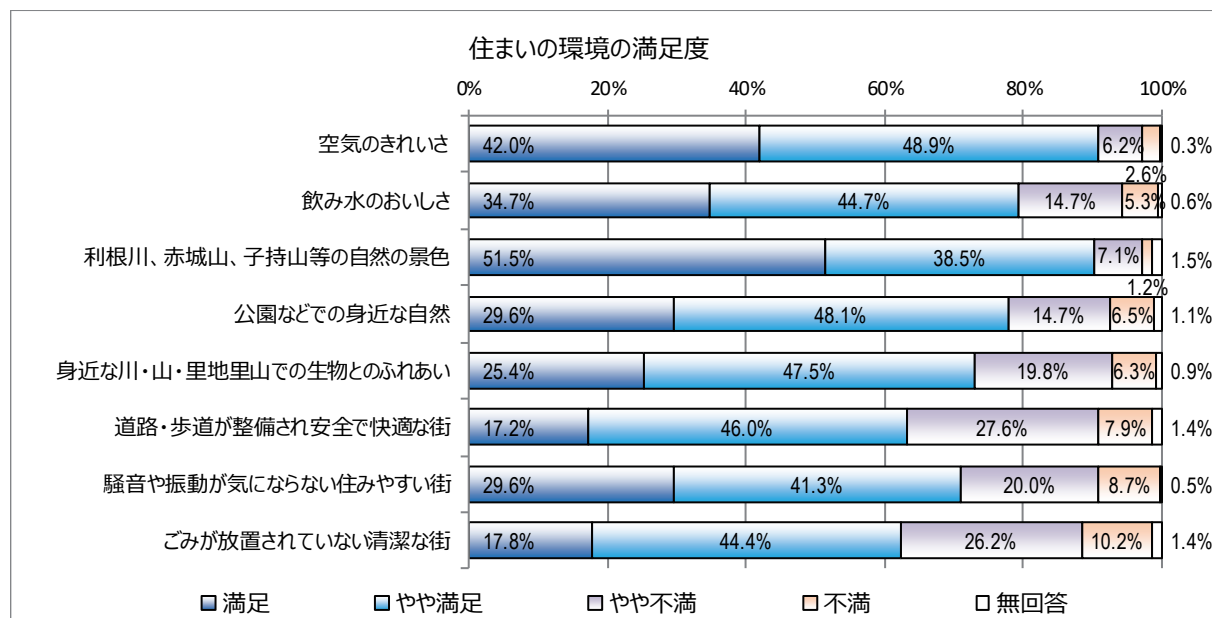


4 中学生アンケート結果

(1) 住まいの環境の満足度

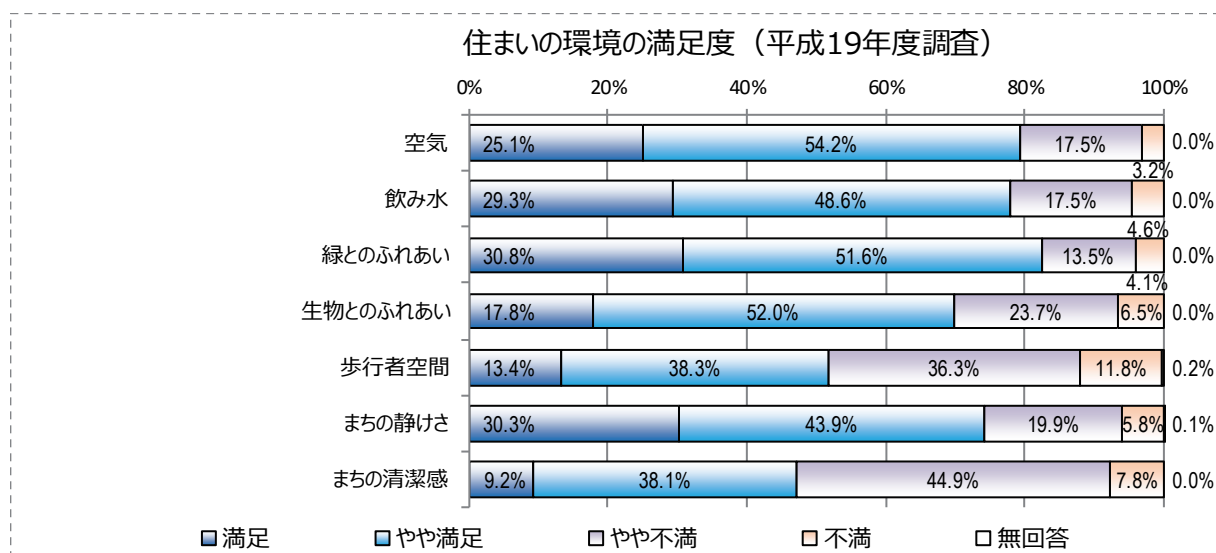
住まいの環境について、「満足」「やや満足」を合わせて満足度と捉えました。

上位から「空気のきれいさ」「利根川、赤城山、子持山等の自然の景色」「飲み水のおいしさ」「公園などでの身近な自然」となっており、大気、水資源、自然の景色が本市の特徴であることが現れました。



参考：前回調査との比較

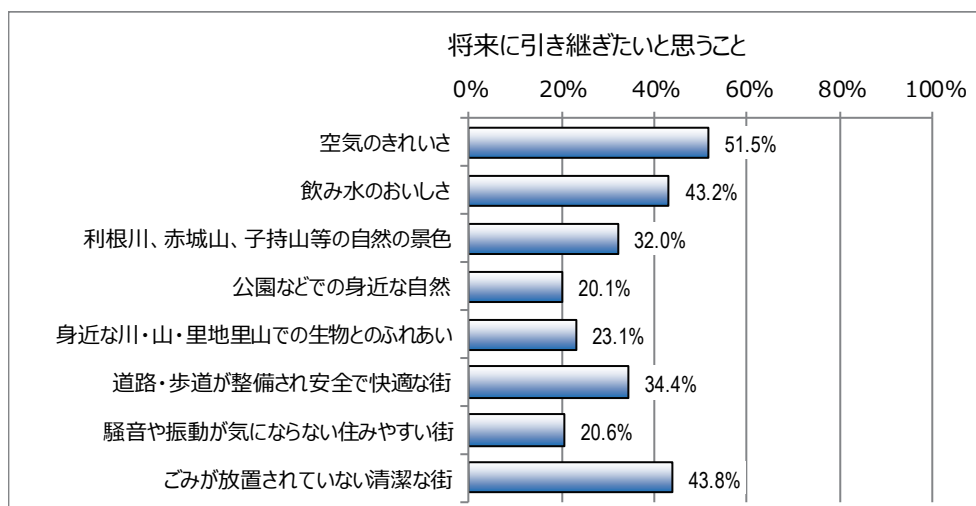
平成19年度調査では、上位から「緑とのふれあい」「空気」「飲み水」となっており、全体的に経年的な変化はあまりみられませんでした。



(2) 将来に引き継ぎたいと思うこと

今回新たに、満足度と同じ項目で「将来に引き継ぎたいと思うこと」を選んでもらいました。

上位から「空気のきれいさ」「ごみが放置されていない清潔な街」「飲み水のおいしさ」「道路・歩道が整備され安全で快適な街」となっており、大気、水資源が本市の特徴であることに加えて、道路やごみの放置について改善して将来に引き継ぎたいという傾向がみられました。



5 ヒアリング結果

(1) 記述方式によるヒアリング（環境通信簿）

ア 各分野の環境像への評価

前計画には、分野毎に目指す環境像が掲げられており、それらへの評価として、「ほぼ良し」の最多は自然環境でした。また、「ほぼ良し」「まあまあ」を合わせてみると、生活環境が最多で、次が自然環境でした。

イ 基本施策への評価

前計画の基本施策で、「特に力を入れましょう」の評価が60%以上、かつ「特に力を入れましょう」と「できています」の評価に大差があったものは次のとおりでした。

前計画環境像	前計画基本施策
生活環境	大気汚染物質の削減
	都市拠点と地区拠点の活性化
	廃棄物の不法投棄の撲滅
	自動車に依存しない交通体系の整備
自然環境	生態系に配慮した土地利用
	里地里山の再生・保全
	山林の管理・再生
	遊休農地の活用
循環型社会	バイオマスの活用
	環境に配慮した産業の振興
地球環境	温暖化防止の認識と地域における防止対策の促進
	オゾン層破壊物質抑制の継続
環境保全活動	普及啓発の推進

(2) 面接方式によるヒアリング

ア 事業者面接調査

事業者からの直接のご意見等は、概ね次のような状況でした。

- ごみ処理・3R 関連では、有機廃棄物リサイクルの取組が複数聴かれたほか、梱包資材に関する取組も複数聴かれました。
- エネルギー関連では、照明の LED 化が複数聴かれたほか、業態に応じた設備に関する取組が様々にありました。日常の節電行動はおおむね普及している様子でした。
- 環境経営、企業連携関連では、業態に応じた多様な取組が聴かれました。
- 地域づくり関連では、業態に応じた多様な取組が聴かれ、迷惑行為等に関して地域に配慮する様子がうかがえました。
- 人づくり、地域協働関連では、景観や美化、機会・場の提供に関することなどが聴かれました。
- 取組に関する評価や課題では、廃棄物を堆肥化した後の活用方法、エアコンの設定温度、対策の費用や労力など、多様な指摘がありました。

さらにご意見等から、次のことを抽出しました。

地域協働	協働したくなる魅力の創造や情報収集
情報発信	事業者・市民ニーズを捉えた的確な情報発信
自然との共生	自然環境の保全と地域づくり
環境改善	環境意識、認識の向上及び取組における周知徹底

イ 市民環境団体代表者面接調査

市民環境団体からの直接のご意見等は、概ね次のような状況でした。

- 個人の取組として、ごみの減量化や 3R に関するものが共通していました。
- 団体の取組については、それぞれ特徴的な活動の様子が報告され、実際の場面について様々な状況を知ることができました。

さらにご意見等から、次のことを抽出しました。

支援	社会の変化に対応した適切で迅速なサポート
市民意識向上	環境意識のより一層の向上・浸透と周知徹底
市民参加	参加しやすい環境づくりの創出

ウ 市職員面接調査

市職員からの直接のご意見等は、概ね次のような状況でした。

- 各課の業務を超えて、庁舎間の移動、設備機器、日常の行動などについて、意見が聴かれました。
- 各課の業務に関連しては、今後の環境政策に通じる意見が多くありました。

さらにご意見等から、次のことを抽出しました。

庁内環境	庁内における環境意識、認識の向上及び取組の徹底
連携	ネットワーク構築により幅広い連携体制をつくる
市民啓発	市民意識の向上、共通認識に向け啓発活動を推進

地区別・事業者懇談会における意見等

1 実施日、参加者数等

実施日時		会場	参加者数
平成30年12月17日(月)	午後7時	中央公民館	18人
平成30年12月18日(火)		金島ふれあいセンター	16人
平成30年12月19日(水)		古巻公民館	19人
平成30年12月20日(木)		豊秋公民館	8人
平成30年12月21日(金)		伊香保公民館	9人
平成30年12月25日(火)		北橋公民館	22人
平成30年12月26日(水)		子持公民館	15人
平成31年 1月 7日(月)		小野上公民館	6人
平成31年 1月 8日(火)		赤城公民館	14人
平成30年12月19日(水)	午後2時	市役所本庁舎	35人
		合計	162人

2 計画案に関わる意見数

26件

3 計画案に関わる主な意見等

計画全体に係る意見

- 現行計画で達成できていない環境指標は引き続き推進してほしい。
- 環境基本計画は市民にどのようにPRするのか。
- この計画案はどのように実施していくのか。
- 計画を推進するに当たり様々な部署が関わることから全庁を挙げて推進してほしい。

第4章 施策の展開

【生活環境】

- 家畜のふん尿などによる地下水汚染への対策を加味した計画を策定してほしい。

【自然環境】

- 川の途中、水量が少なく川底が生活雑排水で汚れている所が何か所かあるので対処してほしい。
- 個人所有の森林であっても整備できる方法を見出してほしい。
- 市がエネルギーを作り出すような積極的な行動を載せてほしい。
- 可燃のごみ出しの際、無記名、ごみ分別、車からの投げ捨てなど市民モラルが年々低下している。市民モラルの低下は市全体で取り組んで解消しなければならない。

【循環型社会】

- ごみを減らす方法や分別する方法を考えてほしい。
- 火災防止のため空き家、空き地の雑草について、自治会としても支援の要望を積極的にお願いしたい。
- まちを見渡すと道々にごみが投棄されているので対処してほしい。
- 市が不法投棄されたごみを回収することで、不法投棄をしている意識が薄れる。市はポイ捨てや不法投棄をなくさせる努力も必要だ。
- 不法投棄防止のため集積所に防犯カメラを設置してほしい。

【地球環境】

- 余剰電力を利用して水素エネルギーを推進したらどうか。
- 次世代モビリティは茨川市では不可能といわれている。もっと具体性があることを記載してほしい。
- 公共交通機関の乗り継ぎを改善してほしい。

第5章 重点施策

- 市有施設の計画的な見直しなど具体的に施策を生かせるよう取り組んでほしい。
- 資源ごみの回収品目の細分化について、具体的に説明してほしい。
- プラスティックごみを回収する予定はあるか。
- 行政回収の分別品目は細分化されるのか。
- 食品を処理し減量する機器に補助金を出して推進するのはどうか。

第6章 計画の推進**【市民・事業者・市の行動】**

- 公共交通機関にタクシーも含めてほしい。
- 店舗での過剰包装について業者に提言してほしい。

【進行管理】

- PDCAサイクルを導入しどのように進行していくのか。

【推進体制】

- 環境推進会議はどういった所属で、何人くらいで構成されているか。

市民意見公募における意見等

1 募集期間

平成30年12月17日（月）～平成31年1月15日（火） 〈30日間〉

2 閲覧場所

本庁舎市民ホール、環境課、第二庁舎2階入口、各行政センター、市ホームページ

3 意見数

1人、3件

4 計画案に関わる意見等

意見等はありませんでした

環境ポスターコンクール

環境基本計画を策定するにあたり、子どもたちに環境に対する関心と意識を高めてもらうため、市内の小学生を対象に環境ポスターを募集しました。

応募総数は55作品で、入賞作品は10作品でした。

最優秀賞	池田 ^{ゆうま} 悠真	(中郷小6年)	『壊れゆく美しい地球 何をすれば守れるか?』
優 秀 賞	三原 ^{まさき} 昌樹	(渋川北小5年)	『捨てずに生かそう大事な資源』
	角田 ^{のあ} 希歩	(渋川北小5年)	『みんなで守ろう みんなの地球』
	福田 ^{たいが} 大河	(渋川北小6年)	『外来種 捨てないで』
佳 作	塩谷 ^{あかね} 明香寧	(古巻小4年)	『うばわないで動物のすみか』
	関口 ^{りょう} 凌	(古巻小6年)	『水資源』
	狩野 ^{こうき} 康希	(中郷小4年)	『世界からの SOS』
	櫻井 もも	(中郷小4年)	『たばこのポイすて』
	荒木 ^{こい} 瑚偉	(中郷小5年)	『地球温暖化を身近なことから防止しよう』
	後藤 ^{あゆみ} 亜由美	(中郷小6年)	『STOP! 地球温暖化』

(敬称略)

用語解説

英数	
ISO	製品やサービスの国際標準。環境マネジメントの規格は ISO14000 シリーズ。
PM2.5	微小粒子状物質。長期間浮遊している、ばいじん、粉じんなどの微粒子のうち、粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下のもの。
NPO	Nonprofit Organization の略。民間非営利組織のことで、行政や企業では扱いにくい社会的なサービス、活動を自発的に行う。狭義では、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人(NPO 法人)を指す。
ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)	通称ゼッチ。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システム、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロとなる住宅のこと。
3010 運動(さんまるいちまる運動)	国が推進する、宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、乾杯後 30 分間は席を立たずに料理を楽しみましょう、お開き 10 分前になったら自分の席に戻って再度料理を楽しみましょう、と呼びかけて、食品ロスを削減するもの。
ア行	
安全が確保される社会	人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減され、安全が確保される社会のこと。
インフラ	インフラストラクチャーの略。道路や鉄道、水やエネルギーの供給、通信、教育や医療福祉の施設など、経済や生活の基盤となる公共的施設のこと。
エコアクション 21	国が、主に中小の事業者を対象に提供する環境マネジメントの制度。
エコ改修	建物のエネルギー効率を高めるため、二重窓化や壁の断熱工事などを行う改修のこと。
エコドライブ	環境にやさしい自動車の運転方法のこと。「駐停車時のアイドリングストップ」「高速道路などにおける適正速度での走行」「タイヤの空気圧の適正化」など 10 の項目が示されている。
エコ・リーダーズセミナー	エコ・リーダーは、市民環境大学で学んだことを活かし、地域における環境保全の先導役となる市民。エコ・リーダーズセミナーは、エコ・リーダーとしての活動が更に充実したものとなることを期待して市が開催するステップアップ講座である。
エネルギーの面的利用	エネルギーの効率的利用を、個々の施設ごとではなく、複数の施設が協力して行うこと。
温室効果ガス	温室効果とは大気が熱を保つ働きで、その原因となる気体のこと。
カ行	
外来種	国外又は国内の他地域から、野生生物の本来の移動能力を越えて、人為によって意図的・非意図的に導入された生物。地域固有の生物相や生態系に影響を与え、生物多様性を脅かすものがある。
化石燃料	過去の植物や動物の遺骸が地中で変化して生成した燃料。石炭、石油、天然ガスなど。
環境基準	国が定める「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音にかかる環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」
環境 GS	環境ぐんま・スタンダード。群馬県が、県内事業者向けに提供する環境マネジメントの制度。
環境企業	環境に対する意識が高く、環境の保全向上の取組を実践する企業のこと。

環境市民	環境に対する意識が高く、環境の保全向上の取組を実践する市民のこと。
環境マネジメント	組織が環境に関する方針や目標を自ら設定し、検証しながら計画的に取り組んでいくこと。
協働	異なる複数の主体が地域の課題等を解決するため目標を共有し、力を合わせて役割分担しながら取り組むこと。
空間放射線量	空間を飛び交う放射線の量。一般的には 1 時間あたりに換算した空間放射線量率を測定する。
クールシェア (COOLSHARE)	複数のエアコン使用をやめ、なるべく 1 部屋に集まる工夫をしたり、公園や図書館などの公共施設を利用することで涼を分かちあう(シェアする)こと
クールチョイス (COOLCHOICE)	国がパリ協定の目標達成に向けて推進する、地球温暖化対策の国民運動のことで、低炭素型の製品、サービス、行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す内容。
減農薬・減化学肥料	土壌や健康等への影響に配慮して、農薬や化学肥料の使用を最低限にとどめて行う農法の通称。
光化学オキシダント	オゾン等の強酸化性物質の総称で、光化学スモッグの原因物質、工場や自動車の排気ガスなどに含まれる窒素酸化物や炭化水素が紫外線の影響で光化学反応をおこし、生成する。
サ行	
里山	集落、人里に隣接し、人間の影響を受けた生態系が存在する山をいう。
酸性雨	大気汚染物質が雨に溶け込み、通常より強い酸性(pH5.6 以下)を示す現象のこと。
次世代モビリティ	自動運転技術や通信技術、人工知能などを活用した新たな移動手段のこと。
自然共生社会	自然の保護又は整備を通じて社会経済活動と自然環境を調和させることを自然共生といい、それが実現する社会のこと。
自然的土地利用	土地を山林や農地として利用すること。
持続可能な発展・開発	現代の世代が、将来の世代の利益や要求を充足する能力を損なわない範囲内で環境を利用し、現在の世代の要求を満たしていこうとすること。
持続可能な開発目(SDGs)	SDGs: Sustainable Development Goals の略。「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際社会共通の目標 17 項目。うち、12 項目が環境に関連している。
持続可能な開発のための 2030 アジェンダ	2015 年 9 月国連総会で採択された先進国を含む全ての国に適用される開発目標のこと。貧困の撲滅と持続可能な発展・開発の実現を目指す。
持続可能な社会	安全が確保されることを前提として、低炭素、循環、自然共生の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会のこと。
渋川市公共施設等総合管理計画	公共施設等の総合的かつ計画的な管理をするための計画。平成 27 年 3 月に「渋川市公共施設等総合管理計画」を策定。
渋川市地球温暖化対策実行計画	渋川市の行政機関における温室効果ガス排出削減を進めるための計画。平成 30 年 3 月に「渋川市地球温暖化対策実行計画(2018-2022)」を策定。

循環型社会	廃棄物等排出の抑制、排出された廃棄物等の資源としての利用、利用できないものの適正処分により実現される、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のこと。
食品ロス	本来食べられるにもかかわらず、食べ残し、売れ残り、期限切れなどで、捨てられてしまう食べ物のこと。
水素	非金属元素で元素記号は H。宇宙で最も豊富に存在する。燃やしても水(H ₂ O)のほかに排出物を出さないことから、化石燃料等の代替エネルギーとして期待されている。
水源涵養	森林などの土壌から地下に徐々に水が浸透し、水を蓄え、水源を形成し、地下水や河川を育む働き。
生態系	植物、動物、微生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境を総合した系、システムを意味する。
生物化学的酸素要求量(BOD)	微生物によって分解されるときに消費される酸素の量を意味し、河川の有機汚濁を測る代表的な指標のこと。
生物多様性	人間だけでなく、動物、植物、昆虫など様々な生き物がお互いにつながり合って生きること。「生態系の多様性」「生物種の多様性」「遺伝子の多様性」の3つの多様性から成り立っている。
生物多様性戦略	生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性地域戦略)のこと。
扇状地	山地から川へ流出した土砂土石が、平地に向けて扇型に堆積してできた地形のこと。
タ行	
第一次産業	国勢調査等で用いる産業の分類で、農業、林業、漁業等が該当する。
第二次産業	国勢調査等で用いる産業の分類で、建設業、製造業等が該当する。
第三次産業	国勢調査等で用いる産業の分類で、各種商業・サービス業、医療等が該当する。
太陽光	太陽から放出される光のことで、目に見える可視光線のほか、γ線、X線、紫外線、赤外線が含まれる。
太陽熱	太陽光によって発する熱のこと。
第四紀・洪積世	第四紀は約200万年前から現在までを含む時代で、その前半の世。人類出現の時期である。
段丘	河岸に沿って平坦面と急崖が階段状に配列している地形のこと。
段丘斜面	段丘の縁辺の斜面。
地域環境資源	自然資源のほか、特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉え、人的・人文的な資源をも含む広義の総称のこと。
地球温暖化・気候変動	地球の平均気温が上昇し、気候システムが変化すること。
地方公共団体実行計画(事務事業編)	全ての都道府県及び市町村のほか、特別区、一部事務組合及び広域連合も策定が義務づけられている。計画の内容は、公共施設等での省エネや創エネ等を進めて、地球温暖化を防止する計画のこと
地方公共団体実行計画(区域施策編)	地域住民や事業者が主となる取組を定めたもの。地域の自然的社会的特性を踏まえた取組によって、新たな事業や産業の創出などの地域づくりの推進にもつながる、低炭素なまちづくりの核となる計画のこと。
低炭素社会	現状の産業構造やライフスタイルを変えることで、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の排出量を低減した社会のこと。
デマンド交通	利用者が交通業者に電話などで乗車を要請(デマンド)することで利用する交通手段。複数人の乗り合いで目的地まで送迎を行う。

典型7公害	環境基本法(旧来は公害対策基本法)に定められた 7 種(大気、水質、騒音、振動、土壌、悪臭、地盤沈下)の公害のこと。
電力利用のスマート化	家庭や事業所等電力を使う側と、発電・送電等の供給する側を、インターネット等の情報通信技術でつなぐことにより、全体的なきめ細かいコントロールを行うもの。
特定空家等	洪川市空家等及び空地の適正管理に関する条例第2条第1項において、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。
ナ行	
燃料電池	水素と酸素の化学反応から生じるエネルギーにより電気と熱を発生させる装置のこと。
ハ行	
バイオマス	生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で、一般には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」。廃棄物系バイオマス、未利用バイオマス、資源作物の3つからなる。
パークアンドライド	自宅から自家用車で最寄り駅またはバス停まで行き、自家用車を駐車させた後、公共交通機関を利用して目的地に向かうこと。
パリ協定	第21回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において2015年12月に採択された地球温暖化・気候変動に関する国際的な枠組み。世界全体としての実施状況の検討を5年ごとに行う。
ヒメギフチョウ	昆虫のチョウの一種。ギフチョウとともに自然保護の象徴とされ、国内の保護活動が盛んである。原生林ではなく、人が入り管理する里山が生息環境である。
プラスチック製容器包装	容器包装リサイクル法の対象となる、生鮮食品のトレイ、カップやパック類、ボトル類、ポリ袋・フィルム類などプラスチック素材でできた容器や包装のこと。
分水嶺	異なる水系(河川の系統)の境界線となっている山稜(山の峰の連なり)のこと。三国山脈を挟んで太平洋側と日本海側に分かれる。
放射性物質	放射線を発する物質のこと。放射線にはアルファ線(α 線)、ベータ線(β 線)、ガンマ線(γ 線)等がある。

施策の指標

基本方針1【生活環境】

安全で安心して生活し続けられるまち

No	指標名	現状値 2017年度	目標値 2023年度	備考	主管所属
基本目標 1-1 生活環境を守る					
1-1-1 大気汚染のない空気のきれいなまち					
1	雨水pH測定	5.8pH	6.0pH	$\Sigma(1\text{降雨ごとの水素イオン濃度} \times \text{降水量}) / \text{全降水量}$ をpHに変換	環境課
1-1-2 水質汚濁のない気持ちよく訪れることができる水辺					
2	環境基準達成率 〈市街地河川(C類型BOD値)〉	89%	90%	C類型BOD値5mg/ℓ以下の河川数/測定河川数	環境課
3	ホタル生息地	13か所	15か所	市内ホタル生息地箇所	環境課
4	汚水処理率	72.4%	73.0%	利用人口/住民基本台帳人口×100	下水道課
1-1-3 土壌・地下水汚染のない安全なまち					
5	土砂条例に係るパトロール回数	12回	24回	土砂条例に係る年間のパトロール回数	環境課
1-1-4 騒音や振動が防止された安心できる近隣環境					
6	規制基準達成率 〈特定事業場騒音〉	67%	70%	18事業場53地点で騒音・振動測定実施	環境課
7	環境基準達成率 〈自動車騒音(市内全域)〉	94%	95%	自動車騒音常時監視 環境基準適合戸数/対象住居戸数(市内全域を5年かけて調査)	環境課

基本方針2【自然環境】

緑と水がおりなす多様な自然・生物と共生するまち

No	指標名	現状値 2017 年度	目標値 2023 年度	備考	主管所属
基本目標 2-1 雄大な自然環境を守る					
2-1-2 里山環境が保全され、多様な生態系とともにあるまち					
8	森林整備実施面積	8.1ha	20.0ha	森林整備実施の面積	農林課
9	間伐面積	95ha	95ha	間伐面積 (県集計によるもの)	農林課
10	竹林整備面積	0.52ha	0.5ha	竹林整備面積	農林課
11	農地保全に係る活動団体数	6団体	14団体	農地保全に係る活動団体の数	土地改良課
12	遊休農地面積	137.7ha (H30年1月)	93ha	平成28年10月「渋川市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を参考に推計	農業委員会事務局
基本目標 2-2 生物多様性を守る					
2-2-1 重要種の保護、有害種や特定外来生物への対応が進み、野生生物と共存するまち					
13	ヒメギフチョウ産卵数	1,371個	2,500個	ヒメギフチョウ産卵数	文化財保護課

基本方針3【快適環境】

地域の歴史や文化を再発見し、身近な自然環境を生かした景観をつくるまち

No	指標名	現状値 2017年度	目標値 2023年度	備考	主管所属
基本目標 3-1 歴史と文化をつなぐ					
3-1-1 歴史的環境の保全と活用が進んだ魅力あるまち					
14	国指定文化財件数 県指定文化財件数 市指定文化財件数	13件 40件 127件	13件 41件 133件	指定文化財数件数 国・県指定文化財は、国及び県の判断による。ただし、金井東裏遺跡については、上信道金井バイパスの供用開始に併せて県指定とする整理を県が進めているため、H35年度に1件増とした。また、市指定文化財を県指定とする物件があった場合は県と協議を進めていく。	文化財保護課
3-1-2 文化的活動の進んだ魅力あるまち					
15	市民総合文化祭参加者数割合	10.6%	12.0%	人口に占める市民総合文化祭参加者数の割合 参加者数(発表者+入場者)／住民基本台帳人口×100	生涯学習課
16	公民館学習参加者数	57,256人	57,300人	各種事業の参加者数	公民館
基本目標 3-2 良好な景観を守る					
3-2-1 緑に親しめる環境の形成が進み、うるおい豊かなまち					
17	緑化苗木配布数	24,000本	36,000本	緑化苗木の配布数	都市計画課

基本方針4【循環型社会】

廃棄物を減らし、資源を循環利用するまち

No	指標名	現状値 2017年度	目標値 2023年度	備考	主管所属
基本目標 4-1 資源を有効に活用する					
4-1-1 3Rが進み、ごみが少ないまち					
18	家庭系ごみの1人1日当たりの排出量	639g	600g	1日当たりの家庭系ごみの排出の総量/人口(リサイクルごみ、資源ごみの排出量は除く)	環境課
19	ペットボトルの収集量	169t	170t	年間のペットボトルの収集量	環境課
20	資源ごみ回収量	2,643t	2,700t	年間の資源ごみ回収量	環境課
21	小型家電回収量	26,810kg	35,000kg	年間の小型家電の回収量	環境課
4-1-3 不法投棄防止や環境美化が進み、安心できるまち					
22	特定空家等解決件数率	36%	40%	特定空家、特定空家になると思われる空家に対する解決件数の割合	市民協働推進課
23	空家活用件数	3件	21件	空家活用支援事業補助金申請件数の累計	建築住宅課

基本方針5【地球環境】

持続可能な低炭素化を進めるまち

No	指標名	現状値 2017年度	目標値 2023年度	備考	主管所属
基本目標 5-1 地球温暖化防止活動を推進する					
5-1-1 気候変動対策を推進し快適に暮らせるまち					
24	電気自動車用急速充電器利用回数	2,495回	3,100回	市内2か所設置の電気自動車用急速充電器の利用回数	環境課
5-1-2 気候変動に適応した安全に暮らせるまち					
25	防災資機材整備補助団体数	8団体	16団体	防災資機材の整備補助をする団体数	防災安全課
26	自主防災組織の防災訓練、防災講話等への職員派遣済団体数	68団体	108団体	自主防災組織の防災訓練、防災講話等への職員派遣済団体数	防災安全課
27	クールシェアスポット数	14か所	30か所	市内のぐんまクールシェア登録施設数	環境課
5-1-3 地球温暖化対策を進める市役所					
28	温室効果ガス排出量削減数値(市役所)	17,237,034kg-CO ₂ (2016年度)	16,549,427kg-CO ₂ (2022年度)	温室効果ガス排出量の削減数値	環境課
基本目標 5-2 エネルギーを有効に活用する					
5-2-1 エネルギー効率のよいライフスタイル					
29	住宅リフォーム件数	123件	861件	住宅リフォーム促進事業補助金申請件数の累計	建築住宅課
5-2-2 自然エネルギーを利用するクリーンなまち					
30	住宅用スマートエネルギー機器設置件数	17件	200件	住宅用リチウムイオン蓄電池及び HEMS 補助金申請件数の累計	環境課
5-2-3 都市インフラと公共交通の省エネルギーが進んだまち					
31	乗合バス利用者数	207,569人	213,000人	市町村乗合バス輸送実績報告書による数値	交通政策課
32	JR乗車人員(渋川駅、八木原駅)	1,649,435人	1,698,900人	東日本旅客鉄道(株)によるデータ (渋川駅及び八木原駅年間乗車人員数合計)	交通政策課

基本方針6【学習・参加】

地域協働による環境づくりをするまち

No	指標名	現状値 2017年度	目標値 2023年度	備考	主管所属
基本目標 6-1 環境学習、環境情報の共有を推進する					
6-1-1 環境学習が進み、環境についての理解と実践が広がるまち					
33	環境学習会参加者数	17人	20人	親と子の環境学習会の参加者数	環境課
34	エコ・リーダーズセミナー参加者数	41人	50人	エコ・リーダーズセミナー参加者数	環境課
35	環境まつり来場者数	4,500人	4,600人	環境まつり来場者数	環境課
基本目標 6-2 参加、協働を推進する					
6-2-1 市民参加と協働が進み、市民・事業者・市がともに環境を創るまち					
36	環境NPO法人登録団体数	14団体	17団体	しづかわNPO・ボランティア支援センター利用登録のうち環境NPO法人数	市民協働推進課

第2次渋川市環境基本計画

(平成31年3月発行)

発行 渋川市

編集 市民部環境課

〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地

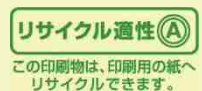
電話 0279-22-2111

URL <http://www.city.shibukawa.lg.jp>

この印刷物は再生紙及び植物油インキを使用しています



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



市の花
あじさい



市の木
もみじ



市の鳥
ホトトギス